

令和5年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和5年6月19日 午前10時00分 開会
午後 4時12分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美
書記	岸田聖士		

6. 会議録署名議員 13番 西井 覚 14番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回の質問は2点ございます。

1点目は、通学路の安全対策についてでございます。

2点目は、農業支援について質問をさせていただきます。

これよりは質問席にて進めさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

梨本議長 増田議員。

増田議員 それでは、よろしく願いを申し上げます。

まず、通学路の安全対策についてご質問をさせていただきます。通学路につきましては、6歳から15歳、この年代の児童・生徒の皆さんが日々学校に通う道路でございます。当然、十分な安全対策が必要なことは言うまでもございません。以前から、全国各地で通学時の生徒・児童が犠牲になる悲惨な事故が発生をしております。本市におきましても、特に通学時間帯でございます朝夕につきましては、通勤時間帯でもあることから、車の通行量が非常に多い時間帯となります。そういったことで、危険というふうに思われる箇所が見受けられるというのが現状でございます。本来なら車道、それから歩道を分離され、安心して通学のできるような、そういう条件を整えればよいというふうなことでございますけれども、そのような道路は非常に少ないのが実情でございます。車の通行量の割に幹線道路が脆弱である、渋滞が常態化しておる、混雑を避ける車が通学路を含む生活道路を利用しているのが実態であるというふうに感じております。このような危険性の高い通学路につきましては、道幅の余裕があれば、ガードレールや防護柵、このような安全対策を進めていただき、歩行者の安全確保に努めていただきたいと強く願うところでございます。

ここで歩道に関する質問をさせていただきます。

まず、この写真から行きますね。これは磐城小学校前の歩道でございます。この道路は、交通量が非常に多い市道になります。車同士は対向のできる、可能な道幅も備わっておるという状況でございますけれども、問題は、ここにありますように、歩道に植えられている街路樹でございます。この木は低木で生け垣の形になっております。このことから、木の幅が剪定、整枝をした段階で大体60センチぐらいということでございます。しかしながら、写真

にありますように枝が伸び、ということで、徒長枝が大体60センチぐらい両方に伸びておるということで、歩道、車道ともに通行の妨げになっておるといった状況でございます。現在、この写真も見ていただいても分かりますように、ボランティアの方、また、学校の先生等の力をお借りして、定期的に道路管理者の方も管理をされておるといふふうに承知しておりますけれども、それでも間に合わないからということで、ボランティアの方等が剪定を行っていただいております。ということで、歩道側につきましては、ある一定の剪定、安全確保をしていただいておりますということでございますけれども、この木が通学路の街路樹としてふさわしいかどうかという疑問でございます。例えば生け垣のような低木ではなく、従来、街路樹としてよく植えておられるイチョウの木とか、そういった高木で歩道に幅を取らないような、妨げにはならないような、そういうふうな木に替えるなど、歩道の道幅をより広く確保できる工夫が求められるのではないかなと、そのほうがふさわしいのではないかなと、こういうご提案でございます。

道路管理者におかれましては、もしこのままでいくとすれば、もう少しこまめな剪定をするといったことも求められるのではないかなというふうに思いますので、このことについてご答弁を求めます。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 皆さん、おはようございます。都市整備部の安川です。よろしく申し上げます。

お示しいただきました磐城小学校西側の歩道の植栽についてでございます。シルバー人材センターによる除草作業を年3回、業者による植栽管理委託業務として、木造り、消毒等を年2回実施しております。今後は、歩行者、通行車両の安全性を考慮し、植栽を多く刈り込み、剪定するのか、また、植栽の撤去についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

梨本議長 増田議員。

増田議員 そうですね。どちらかの選択をしていただくということが求められるのではないかなと。

先ほど説明いただきましたように、シルバー人材センターに定期的に管理をしていただいているにもかかわらず、その間に、この画にありますように、道路側につきましては非常に徒長をして、これ、私、メジャーで測りまして、約50センチぐらい道路側に徒長をしております。こういったことも現状としてございますので、しっかりと安全対策、通学路の通行路確保をしていただくようよろしくお願いを申し上げます。

次に、通学路でありながら歩道がない、そういったことで、歩行者の安全確保のための歩道がないというのが、白いラインが引かれてないということ、私、言ったわけでございます。この写真が道幅で約5メートルございます。しっかりと歩道の確保をするだけの余裕のある道路でございます。センターラインも確保できるぐらいの条件であるというふうな道路でございますけれども、何も対策が講じておられないというのが実情でございます。これが横断して、渡るところの横断歩道は確保していただいております。そこから東側といいますか、自宅側といいますか、家のほうに帰る、ここからの道路にラインがないというふうな状況でございます。道路建設の段階で、ラインを引く基準、こういったものが設けておられな

いのかなと。なぜこの道を設計された段階で、今日までそういうラインが引かれてなかったのかなとちょっと疑問に思いました。この道路につきましては通学路でございます。早急にラインの設置、これを求めたいというふうに思いますが、このことにつきまして、ご答弁を求めます。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 該当の場所につきましては、農道として整備された道路で、現在は市道となっております。農道の基準では必ずしも路側線を必要とされておりませんので、そのため路側線は引かれてない状態でございます。新規に道路を整備する場合は、道路法に基づき、路側線、歩道ラインを引いております。

なお、グリーンベルトは、路側線を引いた場所に、車のドライバーに通学路と認識させ、車道を細く見せることによって、車両速度を抑制させ、車両と歩行者との接触事故を防ぐことを目的として設置しております。グリーンベルト設置につきましては、毎年8月頃開催されます葛城市通学路安全合同会議において、要望がありました箇所の中で優先順位の高いものから順次設置しております。

梨本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。設置当初、道路を造ったときは農道であったということでございますけれども、現に、現段階では市道という取扱いになっておる道路でございます。長年通学路として利用されておりますので、この間、そういう対策を講じていただきたかったなということでございますので、早急にライン設置を求めたいというふうに思います。こういった地域における各要望、これは以前の一般質問と、私の質問と重なるわけでございますけれども、大字からの要望書の提出、こういったものが、1つの事業を進める上での基本とされておるとことは十分承知をした上で質問をさせていただいておりますので、そのことについて若干触れたいと思います。

各大字におかれましては、通学路の安全対策上、何が不足をしておるのか、標準装備的なそういったものが、その大字の中で認識をされておって、その標準装備的なものが、その該当する大字にとって不足をしておると。こういったものがない以上、あれもこれもとって言ったところが充実して、言わなかったところが不自由すると、こういったことにならないように、私は通学路に備えるべき各対策、設置に関するガイドライン、そういったものを設定しておくべきかなというふうに思います。備えるべき各種対策ということとして、先ほど部長のほうからご答弁ございましたが、グリーンライン、通学路として明確に通行車両が分かるような、徐行の意識を高めるような、そういうグリーンライン、それから横断歩道、それから、以前にも写真でお見せしました飛び出し注意とか、通学路ありとか、そういった標識、それと夜間通学路に対して街灯が関係するのかどうかというようなこともありますけれども、街灯とか、それからよく道路に、面に表示をされております路面標示、スクールゾーン近くにありとか、30キロメートル制限とか、そういった路面標示、こういったものを各地域で基準として持っていただく。こういったことが、判断基準になるのではないかなというふうに思います。このことについて、ご所見を求めます。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 先ほどの路側線やグリーンベルトだけでなく、通学路合同会議や、大字からの要望のありました箇所につきましては、ガードレール、防護柵、路面標示、イメージランプなど、道路管理者としてその場所に応じた対策を講じております。また、警察が所管します横断歩道、信号、道路標識の設置や、道路規則、規制などの対策もごございます。それぞれの対策につきまして、位置関係などを勘案して施工しますので、備えるべき条件等の基準はございません。

以上です。

梨本議長 増田議員。

増田議員 市側が、こういうもの、警察も含めて、こういう標準的な装備の認識は持っておられる。先ほど部長から説明ございましたように、合同会議の前に、大字から通学路についての要望がございませぬかというものを基礎に合同会議で現場検証されると、こういった手順になっているということから、私は先ほど申し上げましたように、あらかじめ大字の方が実情を把握する意味で、これは備わっていますか、あれは備わっていますかといったような装備の内容と、それにはこのような条件が必要ですよといった、そういったガイドラインが各大字にちゃんと認識をしていただければ、この基準にうちの大字は不足しているから要望しましょうと、こういう手順になるんじゃないですかということを申し上げたいわけでごございます。

ここに私、持ってきたのは、一般社団法人全国道路標識・標示業協会、ここが監修をした通学路・スクールゾーンの安全対策一整備ガイドラインというものでございます。ここには非常に細かく、先ほど部長から説明ありました防護柵は、こういった、歩道が2メートル以上の場合とか、1メートル以上2メートル未満の場合とか、そういった場合の設置、それから、それ以外にも、歩道のカラー表示の場合の道路の幅員の条件とか、いろんな1つの設置基準というものが記載をされておりますので、こういった資料も参考にさせていただいて、葛城市における通学路の整備ガイドライン的なものをちょっとお持ちをいただいたらどうかというふうなご提案でございませぬ。

ということで、いろいろと通学路に関しては、教育部局でもご認識を高めていただいているというふうに思うわけでごございますけれども、今回、道路管理者のほうのご答弁が中心になっておりました。教育部局の長として、この通学路の安全対策について、今、どのようなご所見をお持ちなのかご答弁を求めませぬ。

梨本議長 樫本教育長。

樫本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の樫本でございます。本日もどうぞよろしく願います。

通学路の安全対策につきましては、児童・生徒の安全第一を考えまして、ソフト面とハード面からの対策が必要であると認識しているところでございませぬ。

まずソフト面からでは、通学路は学校長が必要に応じて保護者や地域と協議し、校区内でもより安全と思われる道路を設定しているところでございませぬ。この際、議員お述べの通学路

として備えるべき条件等の基準を示せるかどうかについて、研究する余地があるのかなというふうに考えているところでございます。また、学校では、児童・生徒に対して交通安全教室や安全指導を実施し、交通安全への意識向上を図ることや、各地域での登下校見守り活動などの充実に、ソフト面では取り組んでいるところでございます。

次に、ハード面としましては、本市では、先ほどからありますように、毎年、通学路安全合同会議を実施し、警察署をはじめ、関係機関のお力添えをいただきながら、通学路の安全対策に取り組んでいるところでございます。昨年度からは、安全推進対策の更なる強化を図るべく、奈良県の通学路安全推進体制を参考にいたしまして、市長にも通学路安全合同会議に委員として参加していただいて、交通安全の対策の検討及び実施を進めているところでございます。

今後とも、通学路の安全を確保するため、必要な対策を実施するとともに、対策の改善充実を図る取組をPDCAサイクルとして実施し、通学路の安全性の向上を図っていききたいと考えているところでございます。

以上です。

梨本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。以前から各議員が、通学路の安全対策につきましては、各方面からご意見を行っていただいております。先ほど教育長のお話にもございましたように、各学校、校長先生を中心に、地域の方と一緒に安全対策を講じていただいております。私、もう相当前になりますけれども、五、六年前になりますけれども、非常に夏の暑い時期、夏休みでしたか、当時の校長先生が、この写真の伸びておる木を、1人で、夏の一番暑い時間帯に、はさみでちょきちょきと切っておられた。私、それを見て、非常に、先生の心配されている行動がそういうふうになったと思うんですけれども、その後ボランティアの方とかの協力も得ながら、こういった安全確保に努めていただいているんですけど、その当時から、この通学路の木の剪定については何とかしていただきたいなど。幸いに、先ほども申し上げましたように、地域の方がしっかりとサポートしていただいているので安心をしておたわけでございますけれども、この質問をするきっかけになったのは、そういったボランティアの方々がやっておりますけれども、増田さん、この木って、切ってもこれだけですと。これ、もっと違う木を植えたら、もっと道幅が確保できて、生徒たちが横になって歩かなくても通れるようになるんじゃないですかというこの一言で、私は、今回の質問をさせていただいたきっかけになったということでございます。

道路管理者のほうから、先ほどからもご答弁をいただきましたけれども、近年、本市の道路事情についてちょっと触れますけれども、非常に悪化といいますか、道路通行車両の増加というものが著しいなという感がございます。しかし、それを補う道路整備というものが若干遅れているんじゃないかなと。今後、私、以前にも質問をさせていただきましたけれども、京奈和自動車道、今、着々と進められておりますけれども、京奈和自動車道から大和高田バイパスを下りなくて、すぐに乗り入れのできるような、そういった直結工事が進められておるといふこと、それから、市内及び近隣の工業団地の開発も進んでおります。そういったこ

とで、奈良の中南和から、和歌山方面から大阪に移動する車の量が今まで以上に増えてくるであろうと。以前にも言いましたけれども、国道165号線、166号線、168号線、この3本、それから、国道24号線は若干中心部から外れますけれども、この3つの国道については、葛城市を横断する形で大阪に向かう車が非常に多い。このことが、今後ますます危険度が高まるんじゃないかな。それだけではないんですけれども、それによって、非常に国道自体は、渋滞をしておる、県道30号線も含めてですけれども。そういったことで、高田バイパス、国道165号線の工事用地買収も進んでおるといふふうに伺っておりますけれども、幹線道路が十分じゃない。となると生活道路に、その車が、私から見て約3分の1とか4分の1ぐらいの車両が、要するに生活道路を通っている県外ナンバー見てたら大体分かるんですけども、私の家の前もそういう抜け道道路として、もう朝夕は私が車、出ようとしても、五、六台待たんと出られへんというふうな、非常に今まで以上に、生活道路を脅かす道路事情になっておるといふことでございます。当然、先ほどから質問しております通学路に関しても、そういった危険性が高まってくる今後の見通しであるかなというふうに思います。こういったことで、市民、それから生徒・児童の交通安全確保には、十分対策を講じていただいて、安全対策に努めていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。昨年からは農業経営が非常に大きな打撃を受けている事態に見舞われております。これは1つはコロナによるものでございます。農産物の価格というものが、こういうコロナによる外食産業の営業規制というようなこともございまして、低迷が続いておるといふことでございます。2つ目は、ロシア、ウクライナ抗争によります肥料とか、そういった生産資材とか、燃料とか、そういった価格の高騰でございませぬ。非常に、農業以外の産業については、比較的国の手厚い補助等々がございませぬ。先日もそういった産業に携わっている方のお話を聞いてたんですけど、大きな機械を入れたけども、4分の1の負担で助かって、国から5,000万円の支援をいただいたとか、6,000万円の支援をいただいたとか、非常に、コロナによる、逆に1つの事業の拡大によって、見通しが立っているよというふうなお話でございましたけども、農業におきましては、経費の上昇、日用品を見たらよく分かるんですけど、値上げ、値上げ、値上げでございませぬ。ところが農業に関しては、経費の負担を販売価格、要するに自分の商品の値上げに転嫁できない、こういった産業でございませぬ。市場流通の場合は、自らでその価格を設定できないというのが基本になっております。直売所に関しても、ベースとなる農産物の基本的な価格というのは市場流通価格を基に設定をされておりますので、直売所だからといって赤字にならないような価格に設定するというふうなことも、なかなかできないと、こういった産業でございませぬ。経費の高騰で経営が行き詰まる、こういったことで、赤字が続くとといった専業農家におかれましては、非常に膨大な経費等もつぎ込んでおられますので、継続は難しい、こういったことになりかねないということ。それによって、国民への食料供給という農業の重要な役割も果たしていけないと、こういったことになりかねない状況が続いておるといふふうなことを懸念するわけでございませぬ。

本市におかれましては、約800ヘクタール弱の農地がございませぬ。多くの農家によって農

業経営に従事されておるといふことをごさいますけれども、この800ヘクタールの農業規模といふのは、市につきましても主要な産業であると、私はそういうふうには認識をしております。また、道の駅かつらぎができて以来、新たな農業、農家の創出も見受けられておるといふ現状をごさいます。さらには、最近では、耕作できなくなった農家、こういった農家、従来ならもう耕作放棄で、遊休農地として扱われるわけをごさいますけれども、そういった農地を集積して、規模の大きい稲作をされておる担い手農家も増えつつごさいます。このような状況の中で、行政としても農業者への支援をあらゆる角度から支えていただく必要があるといふふうには思ひます。国、県、市が行っている、現在行っている農業支援について、どのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 皆さん、おはようごさいます。産業観光部の植田でごさいます。よろしくお願ひいたします。

肥料価格の高騰による農業経営への影響の緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に、肥料費の支援を実施しております。支援の対象は、農産物の販売を行う農業者で、対象となる肥料は、今年の秋から来年の春までに使用する肥料として、令和4年6月から令和5年5月に購入している肥料となっております。支援の内容は、化学肥料の低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、国が70%の支援金として交付するものです。県は、前年から増加した肥料費のうち、農業者負担分の2分の1相当額を上限に予算の範囲内で上乗せ支援しているため、市は助成を行っておらない状況でごさいます。申請につきましては、5戸以上の農業者グループで、奈良県に令和5年7月31日までに申請することが必要となっております。

梨本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。国のほうは肥料の高騰について支援をしていると。それ以外はない、ないといひますか、なかなかハードルが高いといふことなんでしょうが、肥料高騰分の85%、70%と県も15%上乗せをしていただいているといふ、非常に農家にとってはありがたいなといふふうには思ひます。農家が、こういった有利な支援策について、どの程度関心をお持ちで、申請手続をされているのか、知らなかったじゃ困るので、申請状況についてちょっとお尋ねをしたいなと思ひます。先ほど部長のほうからもご説明ごさいました5戸以上の農家グループ、農家といふのはなかなかグループで活動、経営をされるといふことはあまり見受けられないわけをごさいますけれども、こういった条件、それから化学肥料低減についてといふこの2つのハードルがあるといふご説明でごさいますけれども、こういった条件が、一般、多くの農家にとって、高いハードルなんか、可能なハードル、越えられる許容量といふ、どのようなものなのかお尋ねをいたします。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 まず、申請状況でごさいます。奈良県農協に状況をお伺ひしたところ、この支援について、広報誌で周知するとともに、販売窓口で制度の説明をして申請を受け付けているため、ほとんどの方が申請をされているようでありましたが、中には少量である等の理由のた

め、申請をしない方もあるようでございます。

それから、農家にとって実現可能な条件なのかということでございますけれども、申請につきましては、5戸以上の農業者グループであることが必要となっておりますが、実際は、奈良県農協や肥料販売店、ホームセンター等が、販売後一括して5戸以上の農業者グループとして申請しているようでございますし、化学肥料の低減につきましても、奈良県農協と販売店がこの要件に該当するように指導しており、農家の負担は少ないと思われま

梨本議長 増田議員。

増田議員 JAの支援もいただきながら、指導もいただきながら、ある一定の農家の申請は進んでおると、こういったご答弁でございますけれども、私、その申請様式、用紙を見させていただいたんです。申込みの締切りというものが、令和5年7月31日、こういうふうになっておるわけでございます。延長された。私、延長されたということは、まだ、まだ申請されてないから、もう少し周知もしながら、申込みを受け付けようかと、こういったことで延長されているのかなというふうに、先ほどの答弁と若干ちょっと異なるんですけれども、今からでも、申請手続可能なかどうか。また、農家への周知について、十分なされておるのか、その辺のところもご答弁いただけますか。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 当初の申請期限は令和5年1月30日となっていたようですが、取りまとめ期間を考慮し、令和5年7月31日までとされたようであります。奈良県農協に状況をお伺いしたときに、対象販売期間中、販売窓口で制度の説明をして、申請を受け付けているということでありましたので、期間延長に伴う周知漏れはないと考えております。

梨本議長 増田議員。

増田議員 分かりました。こういう機会でございますので、漏れ落ちのないように、こういう支援を受けていただく。そういった周知につきましても、市としても、何らかの手だてをしていただけたらありがたいなと思います。これ以外に、なかなか農業者支援というのが見当たらない、市としてはしていただけてないというのが現状。ほかの県内の自治体にどういった状況なのかなというふうに、お尋ねをしました。ある自治体の取組でございますけれども、トラクター等の農業機械、ビニールハウス等の農業用施設、農産加工に必要な機械施設、こういったものを購入された経費の30%、上限150万円でございますけれども、行政が補助します。これは、新型コロナウイルス感染の影響とか、肥料等の高騰の影響を受けている農家を対象に支援をしますと、こういった取組の自治体がありました。そんなに財政的に私、ここの自治体が裕福とは思わないんですけれども、こういった農業に対する支援も、自分の地域の主要な産業としての支えやと私は判断されて、こういったことも取り組まれているのかなというふうなことも感じたということでございます。それから一方、違った自治体では、新規就農支援特区といって、限られたエリアで、どんどんどんどん農業の衰退をされるわけでございますけれども、そういったエリアに対する特区制度によって、担い手の後押し支援をされておると、こういった自治体も、すごく近くでやられておると。これも非常に都市化の進んでいる自治体でございますけれども、地元の主要産業の支援というようなことで、農業支

援をされておると、こういったことでございますので、本市におかれましても今後の状況を見極めていただいて、農業に対する支援、しっかりと求めていきたいなというふうに思います。

それで最後のテーマでございます農産物のブランド化につきまして、質問をさせていただきます。この件につきましては、皆さん方も記憶にあるかと思えますけれども、担当部長と打合せしたら、4回やったかなと言ったら、いやそれどころやないですと言われるぐらい、再三にわたって私、このことに関しては、しっかりとやっていただきたいなということで、非常に、その都度その都度のご答弁は前向きなご答弁をいただいて、十分にご理解をいただいておりますということは、私、感じておるんですけれども、最終的な結論には至ってないというのが現状でございます。前回からの繰り返しになりますが、改めて本市の農業について若干ご紹介をしますけれども、県下でも、私は、トップクラスの農産物、たくさんあるというふうに認識をしております。また、そういう評価もいただいております。中でも、栽培面積、県下トップ、断トツでございます青ネギでございます。それから、日本一の出荷本数であると、これは公的な機関も認めていただいております二輪菊、それから新規就農者の増加、これの著しく伸びておるといった夏秋ナス、なつ、あき、ナスでございます。夏秋というのは、ちょっと難しいです。露地ナスですね。そのほかイチゴ、新規就農者が非常に頑張っておられますイチゴ、それから非常に大規模で、国内シェア、しっかりと持っていていただいておりますハーブ、それからコマツナ等、どれを取りましても、市場では高い評価をいただいておりますということでございます。しかしながら、市民も含めまして消費される皆さん方が、どれだけ本市の農業のよさを知っていただいているのかというところで、若干疑問なところもございます。道の駅に行っても、ホームページを見ても、なかなか葛城市の農業をPRするといったものが見当たらないといった状況でございます。本市の農産物をしっかりと評価をして、市がお墨つきをつける、これが私、ブランド認証であるというふうに思っております。以前からのお取組、この進捗状況についてお尋ねをいたします。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 葛城市の農産物のブランド化ということにつきましては、何回かにわたって議員からご質問をいただいているところでございます。葛城市の農産物のブランド化につきましては、現在のところ、3つの部門を設けて進めていこうと考えております。

1 番目に、葛城市の風土を生かした昔ながらの農産物として、二輪菊等を想定しております。

2 番目に、土壌改良等を行い、生産している農産物として、ネギやナス等を想定しております。

3 番目に、市内で新しい取組として生産している農産物等、多様な農作物に対応できる企画を立案していきます。

これにより、葛城ブランドとして、両道の駅等で販売することにより、市外や県外の方に葛城市を訪れていただき、購入いただくことで、売上げの底上げを行い、地域農業の活性化や農家の生産意欲を高めたいと考えております。

現在、農林課におきまして、葛城市の農産物のブランド化についての新設を、中部農林振興事務所や奈良県農協にも相談しながら、企画をいたしておるところでございます。昨年度末に開催いたしました会議では、ブランド化する農作物について、品質基準をどう設けるかであったり、ブランド化事業の推進に当たり、公平性をどのように確保するかについて議論がございました。今後も定期的に会議を重ね、葛城市の農産物のブランド化事業を早期に開始できるように努めてまいります。

梨本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。大詰めに差しかかっておると。こういったように受け止めさせていただいております。この農産物の地域ブランド化の推進というのは、農林水産省等の資料を見ましても、非常に難しいというふうなこと、それからそれを進められるのに、国のお知恵も借りれるような、そういう仕組みがあるというふうに向っております。農林水産物・食品地域ブランド化支援事業といったものでございます。これは農林水産省の知的財産戦略チームが、こういう担当をして、難しいハードルのクリアの仕方とか、ブランド認証の仕方等について、しっかりと支援も、農林水産省としてやっていただいているというふうに向っておりますので、そういうようなところも、ご相談いただけたらというふうに思います。

ここで農業支援について、市長の思いといたしますか、覚悟といたしますか、お聞かせください。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 非常に農業ということになると、難しい問題だと思っております。

まず、農業支援というのはなぜ必要なのかという、考えておりますのは、私どもが、この地球の中での人口規模が非常に増加しているということに起因するべき案件であると感じております。世界的な人口を考えてみますと、地球規模では1950年に25億人であった人口が、2011年に70億人、それと、昨年11月15日には80億人を突破したという状況であります。毎年7,700万人ずつ増加している。その状況の中で、今現状どうなっているかといいますと、日本は人口減少の中ではございますが、地球規模では子どもたちが飢餓に苦しんでいる状況であるということを考えますと、地球規模では食料が不足しているという認識を持つべきだと思います。それを考えますと、これからの地球温暖化の気象リスク等も含めまして、この国の中で食料をいかに確保していくことが大切になるのかということを考えるべきだと思っております。そういう地球規模での話はそういう話なんですけど、では、議員がご指摘の葛城市の農業についてということになりますと、まず1つとしては、専業農家と兼業農家の区別をするべきなのかな、それと平たん部の農業と山麓部の農業の区別をするべきなのかなという思いがあります。平たん部のほうが割合と農業のしやすいエリアでございますが、葛城市は住宅等も増えておりますけども、農業はこれから山麓エリアでやはりやっていく必要があるのかな。山麓エリアの自然環境の保全でありますとか、それを次世代に残していくためには、環境に優しい産業を残していくべきなのかな、そのエリアは、やはり山麓エリアになるのかなという考えもあります。ただ山麓エリアについては、農業のしにくいエリアでございますので、それなりの整備、考え方の整理をする必要があるのかなと思います。平たん部

の耕作方式というのは割合と、ほかの方でもやっていただけるような農業形態が取れるんですけど、山麓エリアについては、非常に採算に乗りにくいエリアですので、従前とは考え方を一步踏み込んだ考え方があっていいのではないかと。農業者支援をするのではなくて、公共事業として、農業そのものを直接管理するような考え方がこれから必要ではないかという大きな課題を今、与えているところでございますので、そういうことが実際に補助事業として可能なのかという模索を始めたいと考えております。

それと農産物のブランド化の話でございます。ブランド化には2つの考え方があると思います。農産物の作物の種類や品種によるブランド化、それと、地域、エリアに属するもののブランド化、2種類があると思います。なかなか、農産物の品種ですとか、栽培方法等でのブランド化というのは、非常にハードルが高うございますが、葛城市というものの地域性のブランド化をいかにこれから開発する必要があるのではないかという考え方もあるのかなと思います。その中で、ブランド化しますと、名称等もこれから考えていかないといけない。葛城市がもし地域ブランドということであれば、蓮花であるとか蹶速であるとか、あと飯豊であるとか、ある種その農産物の種類に合った名称のブランド化ですので、名称を早く押さえるべきなのかなという気もいたします。

農業支援というのは、食料の安全供給等も含めまして、非常に大切な産業でございますので、通常の産業の支援とは違った、人類としての違った支援の考え方があってしかるべきかなと感じております。そういう大きい意味も含めまして、葛城市の農業の向かう方向、整備の仕方、支援の仕方というのは、総合的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

梨本議長 増田議員。

増田議員 広範、広域にわたりまして、お考えをお聞かせを願いましたけれども、先ほどの市長のお話でございますけれども、今、日本が輸入している国のほとんどが人口が増加して、おまえらに食わずどころか、自国の食料自給で精いっぱいやといった時代が、もうすぐ近くに来ておる。中国、インド等々、非常に人口増加による輸出の制限というものが今、食料危機に至っておると、こういう現状でございますけれども、それはそれとて、地元、足元、地域の農業、この辺のところもしっかりと市としても支えていただいて、地域の食料自給率、それから県内の食料自給率にしっかりと貢献していただくような人材育成、産業育成を図っていただきたいなと思っております。

地域農産物、これにお墨つきをつけると、ブランド認証をすると、こういったことで、やっぱり農業者に対する生産意欲、こういったものが出てくると私は確信をしております。市もしっかりと農業のことを考えてくれとんねんと、こういった支えが、農家にとっては非常に安心できる材料であるのかなと。それから当然それによって、地域経済の活性化というものも見込まれます。それから道の駅等々で、あそこへ行って食べてみたいと。道の駅行きたい。何やと。いやあ、あそこに売ってる地元産の何々がおいしいと、こういったことも観光面も含めまして、非常に本市に対する関心の高まりというような効果も、農業から生まれてくる、食べ物から生まれてくると、こういったことも想定されるわけでございます。こうい

った課題を、いろいろあるとは思いますが、クリアしていただいて、ブランド認証、早期解決に向けてお願いしますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

梨本議長 増田順弘議員の発言を終結いたします。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 皆さん、おはようございます。柴田三乃でございます。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回の質問は3点あります。1点目は、アフターコロナの国際交流事業について、2点目が、インバウンドを見据えた観光事業について、そして最後に、学校における国際教育についてです。

ここからは質問席で質問させていただきます。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 私の初めての一般質問は、国際交流、葛城市の観光事業、そして、外国語教育についてでした。1年半余りがたちまして、今回改めて違った角度から、同じ質問をしていきたいと思っております。

まず、国際交流について質問いたします。地方自治体、特に今、葛城市のような規模の小さな自治体にとって、国際交流を進める意義、目的はどこにあるのか。そして、やるからには市民の方にも賛同していただき、そのメリットをしっかりと感じてもらえるようにしていかなければいけないと思っておりますが、この辺りは後ほど市長にお考えを聞かせていただきたいと思っております。コロナが5類になり、海外からの訪日外国人客も急速に増えて、海外に行かれる方も増える中で、コロナ禍で一旦止まっていた本市の国際交流事業をこれからどう展開されていくかお聞きしたいと思います。

まず、コロナ禍も含めて現在までの国際交流の取組について教えてください。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

これまで葛城市の国際交流の取組といたしましては、2つの国際交流を進めてまいりました。1つは、英語圏で時差の少ないオーストラリアのストラスフィールド市、もう一つは、奈良県主催の東アジア地方政府会合でつながりのできた中国山東省の臨沂市です。どちらも子どもの交流を軸に、どのような事業ができるかについて検討しておりました。シドニー近郊にあるストラスフィールド市については、学校間交流の提案をさせていただき、先方から前向きに協力をいただける旨の市長への親書をいただきましたが、障がいのある児童等との交流ができないかという内容で、市内の学校へ調整を試みましたが、交流に至るにはなかなか難しいところがあり、新型コロナウイルス感染症の状況もありまして、現在は進んでいない状況です。

また、中国臨沂市との交流ですが、令和元年に市長が臨沂市主催の博覧会に招待されていたことや、東アジア地方政府会合の訪日の際に葛城市へ訪問されたこともありましたので、若者の異文化理解交流事業の流れを把握することも含め、子どもたちの交流を進めるために

令和2年2月に訪中の予定で計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 前回お聞きした内容とほぼ変わってないということだと思うんですけども、現在はオーストラリアのストラスフィールドと中国の臨沂市との間での交流のお話をされているということなんですけれども、臨沂市に関しては、市長が臨沂市主催の博覧会に招待されたり、東アジア地方政府会合のときに訪問していただいたということで、つながりができているということなんですけれども、ストラスフィールドについては、どのような経緯でストラスフィールドを選ばれたのか。また、令和2年2月訪中予定であったということですが、現地では具体的にどういったお話を進める予定であったのか教えてください。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。オーストラリアのストラスフィールドにつきましては、国際交流員の派遣事業など、自治体交流の国際交流を支援する一般財団法人自治体国際化協会CLAIRのシドニー事務所より、日本の自治体との友好提携に関心がある市としてストラスフィールド市の紹介があり、友好都市の提携に向けて模索してまいりました。一方での中国の臨沂市については、基本的には3つの軸、教育交流、歴史文化的なつながり、観光インバウンドの中で、特に教育の交流を中心に、子どもたちの交流で何ができるのか。まず、実際に当地を訪中することで、お互いに理解を深め、国際交流を進めていく計画で調整しておりました。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 それでは、続けて、これからどのように国際交流事業を進めていかれるのか、お考えを教えてください。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 新型コロナウイルス感染症の収束後の国際交流については、子どもの交流を軸に、世界情勢を見極めつつ、奈良県国際課が行っておる東アジア地方政府会合にも参加し、再度検討を行いたいと考えております。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。具体的に方向性がちょっとあまり見えてこないんですけども、模索中であるのかなというふうに考えます。ちょっと調べたところによりますと、ストラスフィールドは人口約3万6,000人、シドニーから西に11キロ行ったシドニー郊外の町で、私自身はちょっとシドニーのことはよく分からないので、オーストラリアの友人に聞きますと、割と中流階級の方が多く住む裕福なまちというふうに言っておりました。ストラスフィールドは中国、韓国の複数の都市とも友好都市提携を結んでいらっしゃるし、日本とも提携を結ぼうかなというふうに思われたと思いますが、葛城市としては、学校間交流を中心にとのお話であれば、私としては、特に年を限定する必要はないのかなというふうに考えております。後ほど違った質問事項のところでも詳しく質問させていただきたいんですけども、私が住んでいたメルボルンの小学校と葛城市の小学校が交流を始めております。国際交流は、

先ほど答弁に出ましたCLAIRというところを介してという自治体は、本当に多いと思いますが、1つのきっかけとしてはそれはあるのかなと思います。もっと直接的なつながりを大事にしていくのも1つの方法というふうに私は考えております。

臨沂市についてなんですけれども、計画としては、まだ友好都市締結などのお話とかも出ていないということであれば、臨沂市とのつながりを大事にしていきながら、この辺りというのは古代には渡来人がいたという歴史的背景なども念頭に置いて、今年は東アジア地方政府会合に出席されるという予定であると思いますので、ほかの東アジアの都市とのつながりの可能性も探っていってもいいのではないかとというふうに考えております。本当はこれに対して、ご答弁いただきたいところなんですけれども、この質問は事前に提示していなかったということもありまして、今回は私からの提案ということでご検討いただけたらなというふうに思っております。

国際交流というのはつつい外に目が向きがちなんですけれども、今、日本には、外国人留学生や技能実習生の方がたくさん在住していらっしゃいます。少し前から日本では、内なる国際化というものが進んでいると言われております。地域に外国人の方が暮らしていらっしゃることで、異文化や多様性の気づき、理解が深まってきているのではないかと思います。私の以前の一般質問でも、市内在住の外国人の方について質問いたしました。420名の外国籍の方が葛城市に住んでいらっしゃる、特にベトナムの方が多いということでした。行政サービスもそれに合わせて充実していかなければいけないとは思いますが、外国人の方が地域に溶け込んでいくためにも、地域の方々との交流はこれから必要になっていくのではないかと考えております。

以前、国際交流を目的とした一般社団法人を運営していたんですけれども、そのときにベトナムの方をお呼びして、地域の子どもたちに、ベトナムの遊びや食べ物、学校生活について話をしてもらいました。それをしようと思ったきっかけなんですけれども、あるお母さんが、自分の子どもが外で遊んでいるときに、ベトナムの方に声をかけられたと。何かわけが分からずに、そのままちょっと怖くなって家に帰ってしまったということをお聞きして、これはちょっといけないなということで、このイベントを企画しました。子どもたちもすごく楽しんでくれています。ベトナムという国、そしてベトナム人に親しみを感じてくれたというふうに思っております。こういった交流を目的としたイベントなども考えられると思うんですけれども、行政主体というよりは、市民の方が積極的に企画、参加していただくのが一番いいかなというふうに考えます。それで、これも、一旦保留になっている市民の方から募られた国際交流ボランティアの方々も、そういった市内での国際交流の一端を担っていただけるのではないかと思います。国際交流ボランティアに関してはどのようにお考えでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 令和元年から2年間、国際交流員が在籍中に国際交流ボランティアの募集を行いました。11名の方に申込みをいただきました。令和元年においては、国際交流員により、語学力等について面談をしていただいたり、今後の活動について2回程度の会合を開催いたしました。

たが、新型コロナウイルスの感染拡大により、活動としては休止している状況でございます。今後どのような活動ができるかについては、例えば、観光案内表示の多言語化、公共施設の多言語案内表示、観光ボランティアとの連携など、国際交流ボランティアの皆様が集まっていただきまして、検討してまいりたいと考えております。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 皆さん、語学力は、テストも受けられたということなので、おありになると思いますし、語学力を生かしたいと思っていらっしゃると思います。ぜひ活躍の場を、先ほど言いましたように、行政主体ではなくボランティアの皆さんで企画して、葛城市の国際交流事業を支えていってくださる存在になっていただけたらなというふうに思います。

ではこの質問の最後に、市長に質問いたします。葛城市の国際交流の考え方についてお聞かせください。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 ようやくコロナのほうも一段落いたしましたので、また国際交流につきましては活動を積極的に行いたいと思います。と申しますのが国際交流につきましては、1期目の私の公約でございました。ですので、そのときの公約の内容を今、思い出しているところなんですけども、議員がご指摘の国際交流というのはいろんな幅がございます。当然、一般市民の段階での国際交流、食だけ、ある分野だけでの国際交流、それと、議員ご指摘のように、日本にいられている方との交流も含めてのことでございますが、私が主にあのときご説明申し上げたのは、子どもたちの国際交流を目指したいというお話をさせていただきました。と申しますのが、やはりこれからの世代が、地球規模での物の考え方を持っていただくために、やはり一番必要ではないかと感じたからでございます。ですので、選択する場所としては、ほぼ時差のないエリアの国際交流を求めたわけでございます。ですので、先ほど部長のほうから話がありましたように、オーストラリアのストラスフィールドのほうからは、市長から親書をいただきまして、交流ができるのかできないのかというところまで行っておりました。また、臨沂市、これは1,000万人を超える大きな市なんですけども、そちらのほうからは、臨沂市からも数回来ていただきまして、葛城市からも令和2年2月にお伺いして、交流の内容の最終の打合せをするという段取りのところまで行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の問題が発生いたしましたので、断念したわけでございます。ですので、この3年間、4年間の中で、世界的な影響をかなり受けました、コロナの影響。それと、もう一つは、国際情勢と、部長のほうで答弁いたしましたが、ロシアや中国や北朝鮮や、日本を取り巻くそのような国際状況の変化というものが大きく挙げられます。その中で、国際交流をどうするかということにつきましては、再度練り直す必要があるのかなと感じております。私は最終的な目標といたしましては、地球に住んでいる子どもたちが、同じ世代の仲間であるということを感じてもらいたいというのが、実は私の一番の目標としていたところではございますが、その段階に行くのには、どのような手順で行くのがいいのか、その状況において、国際状況において、どのようなやり方が一番いいのかということは、再度検討したいと感じておるところでございます。

以上でございます。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。私も基本的には市長の考えに賛同いたします。コロナということがありまして、やはり世界が一変したということもありますし、私たちも、ちょっと基本に戻って考え直すということの機会にもなったと思いますので、ここは改めて市長もいろいろ考えていただいて、新たな国際交流ということをもたえていっていただきたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、続けて次の質問に入らせていただきます。次はインバウンドを見据えた観光事業についてです。冒頭にも言いましたが、訪日外国人観光客が今年に入り急速に増えていて、今年3月の統計では181万7,500人となり、コロナ禍以降最高値となっています。2025年には大阪万博が開催され、開催中約350万人の外国人観光客が見込まれているということです。葛城市においても、海外からのお客様に葛城市を知ってもらいたいいいチャンスだと考えます。まずは、インバウンドの現状を教えてください。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

葛城市におけるインバウンドの現状についてご説明させていただきます。インバウンドの受入れにつきましては、奈良県ビジターズビューローのツアーとして、相撲館にて受入れを再開しております。力士の着ぐるみを着ての相撲の取組や、塩まき体験、力士との記念撮影は非常に人気があるコンテンツですので、引き続き実施してまいりたいと考えております。現在のインバウンドの受入数は、令和5年2月、3月には合計400人で、フランスやデンマークなど欧州からのツアー客が多く、4月、5月には合計600人で、アメリカやオーストラリアからの受入れが多くなっております。今後も、奈良県ビジターズビューローや、観光事業者と連携しながら、2025年の大阪・関西万博に向けて、需要が高まると予想されるインバウンドの受入れのための準備を積極的に進めてまいりたいと考えています。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。奈良県のビジターズビューローの名前が出たので、ちょっとどのようなツアーなのか、奈良県ビジターズビューローのサイトをチェックしました。内容は宿泊しているホテルにハイヤーがお迎えに来て、ホテルは大阪、京都ぐらいまでの距離なんですけど、そこにお迎えが来て、午前中は奈良市内で東大寺と春日大社を見学して、午後葛城市の相撲館を訪れるというツアーでした。先ほどご説明があったような様々な相撲体験が含まれているツアーで、相撲館では約1時間半ほど過ごすそうなんですけど、1日のツアーなんですけれども、ツアーの値段が、二、三人のツアーで1人当たり19万8,000円、3人から5人のツアーで、1人当たり16万5,000円という、私としては、高額な、かなり高額な、1日のツアーなんですけれども、その中から葛城市の観光協会に幾らぐらい入ってくるのかなど、とても興味があるんですが、ちょっと聞けません、今年に入って、先月までに1,000の方が来館されたということは、これだけの料金を払ってでも相撲体験をしたいという外国の方が、外国人の方がたくさんいらっしゃるということが立証されているというふうに私は考

えているんですが、これからそういう需要があるのであれば、観光協会と市が連携して何かできるのではないかとこのように考えます。このことについては、また、別の機会にいろいろ提案なり、質問なりさせていただきたいんですけども、その上で、発信というのはとても重要だと思いますが、今、葛城市ではインバウンド向けに何か発信はされているのでしょうか。また、これまでに、外国人の方が相撲館に来られてるわけですから、その方々が相撲館での体験などを発信されているか、ハッシュタグなどで把握はされているのでしょうか。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 SNSといたしましては、葛城市観光協会ではフェイスブック、また、蓮花ちゃんにおきましては、フェイスブックとツイッターがありますが、インバウンド向けの発信はできていない状況でございます。そのため、多言語対応の観光専用のホームページの導入を現在検討しているところでございます。これからは、相撲館や多言語対応ホームページを見ていただくためのQRコードを観光施設に掲示し、また、QRコードを添付したパンフレットなどを奈良県ビジターズビューローで配布していただくことで、ホームページに誘導し、情報発信につなげてまいります。SNSへの発信数につきましては、来訪者がご自身のSNSで発信しているだけですので、発信数は確認できませんが、実際には来訪者の方が相撲館のます席から、ご自身のSNSで発信されているのを目の当たりにしております。外国人のツアーで一番人気なのが、土俵の上での記念撮影となっており、その写真を来訪者がSNSで発信していただくことで、無料で世界に向けて葛城市を発信することができ、PR効果が期待できます。今後は、外国から相撲館に来られた方に、拡散に有効なハッシュタグを指定して投稿を促すなど、葛城市が相撲発祥の地であることを積極的にSNSにて拡散してもらえようという工夫を行っていきたくと考えております。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 そうですね。来館された方、外国人の方にSNS発信をしていただくのが一番お金もかからず、一番早い拡散方法なのかなと思います。何かインセンティブみたいなものを考えて、例えばお相撲さんのキーホルダーとか何かをプレゼントして、その場で発信を促すというのも効果的かなというふうに思います。市独自の発信というのは、言語が問題になってきますのでなかなか難しいところもあるのかなとは思いますが、今、とてもいい翻訳機能がありますので、ぜひその辺りを活用していただきたいなというふうに思います。それから、先ほど出てきた国際交流ボランティアの方々に、言語が、特に英語だと思うんですけども、できる方がいらっしゃると思いますので、その方たちに助けていただくことも可能かというふうに思います。

では、大阪万博に向けたこれからの市独自のインバウンド対応など、何かお考えがあれば、お聞かせください。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 現在、葛城市独自の取組といたしましては、相撲館に多言語対応のアプリがございますので、それを活用しながら、外国の方にも相撲館のことを紹介しております。また、モニターツアーの実施を計画しております。相撲館での取組は、インバウンドの方にも非常

に好評をいただいているところですが、それに加え、葛城市内には神社仏閣、日本酒、そばなどの日本文化を体験できる観光資源を数多く有しております。これらの魅力を広く伝えていくために、ツアーの造成に向けて、旅行事業者などを招いてモニターツアーを実施し、大阪・関西万博で来られるインバウンドに向けて周知を進めていくように検討しているところでございます。また、市内で食事をしてもらったり、お土産を買っていただくことなどもツアーに組み込んでもらえるように、旅行事業者などに対して売り込みを強化したいと考えております。また、ツアーの発着地点を道の駅に設定することにより、市内消費額の増加につなげていけないかと考えております。さらに、今年度ちゃんこ鍋コンテストを開催する予定ですが、優秀作品の商品化を目指しており、新たなお土産の創出につなげてまいりたいと思います。これ以外にも、葛城市単独だけでなく、少し視野を広げて、葛城地域観光協議会にて、近隣5市町の合同にて周遊ルートの造成を行い、旅行会社などへの売り込みを計画しております。また、葛城修験日本遺産活用推進協議会におきましても、文化財のPRを積極的に行って、葛城市へのインバウンドの受入増加に努めてまいりたいと考えています。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 おっしゃっていただいたように葛城市には様々な観光資源があります。ただインバウンド向けとなると、やはり分かりやすい相撲がいいのかなというふうに私としては思うんですけども、いろいろ先ほどおっしゃってくださったようなアイデアはあるかと思いますが、まずは葛城市と言えば相撲と言ってもらえるように、相撲を前面に押し出すような計画をぜひご検討いただきたいなと思っております。特にインバウンド向けなんですけれども。

この質問の最後に市長にお聞きしたいと思います。宮城野親方を観光大使にお招きして、これからの観光事業についてのお考えをお聞かせください。特に、もしあればインバウンドに関してお願いします。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。インバウンドのほうも、ようやくコロナ前の状況に戻ってきたのかなというところがございます。先ほど数字のほうを申し上げておりましたけども、コロナ前までは大体年間3,000人を超えるインバウンドの来客者が相撲館にございました。多分そのペースには今なっているのかな。3,000人になるのには、前年が1,500人、その前年が700人ぐらいでしたので、ほぼ倍々には増えてきたんですけども、コロナ禍という状況の中で、インバウンドがそこで一旦途切れてしまった。それが、今年の9月から再度ビクターズビューローのほうで外国向けの活動を始めていただいた。これは大体半年前、ですので、去年の3月頃にはそれをお願いして、それが今現在のインバウンドとして戻ってきている、来客者につながっているというところがございます。

議員ご指摘のとおり、インバウンドということになりますと、やはり相撲を中心に考えるべきだと考えております。葛城市には確かに、神社仏閣、歴史的な、学術的にも大切な飯豊天皇でありますとかいろんな観光施設になるべき財産というのはいっぱいあります。ただ、葛城市がもし奈良県以外の地域であれば、それでもインバウンドとして成り立ったのかもわかりませんが、何分、奈良県といいますのが、神社仏閣に類するものというのが、すばらし

いものがいっぱいございますので、その中での比較対象になってしまいますとなかなか厳しいものがあります。それであれば、相撲というものはほかにはありません。相撲の発祥の地でございますので、それを全面的に押し出してのインバウンドをするべきだという思いでございます。そういう思いも含めまして、ホームページ等での多言語型のものもつくりまします。ただそれをつくるだけでは実はいけないんです。それを見ていただくという作業が一番大切になります。QRコードもそうなんですけども、例えば、こういうような例を挙げていかどうか分かりませんが、フランスか何かに私が住んでいて、日本の葛城市のことをもう関係なしに探し出してくるかといったら、多言語であっても絶対見ることはありません。私が逆に日本に住んでいて、オーストラリアのその町の様子をホームページが多言語になっているからといって見ることはまずありませんので、ですので、どのような形でそれを見ていただけるのか。ですので、奈良県ビジターズビューローにいかにか配達をして、パッケージとして、海外発信をしていただけるのか。海外に、外国人の方に直接見ていただけるのか。それともう一つ大切なのは、SNSで発信していただくためには、外国から来られた方々に感動を与えることが一番大切でございます。幾ら発信してくれと言っても、感動してなければ発信していただけません。ですので、いかに内容を充実することが必要であるかというところでございます。そういう意味におきましても、宮城野親方が葛城市の観光大使になっていただけたということは非常に大きな意味を持っております。今現在考えておりますのが、令和5年度に実施いたします、けはやちゃんこ鍋コンテストの決勝戦にお招きし、審査員をお願いする予定となっております。ただスケジュールが合わない場合であっても、動画による応援メッセージをいただくなど何かしらの出演をお願いする予定としております。また、令和6年2月に予定しています、けはやまつりにも参加していただくなど、機会があるごとにご出席いただくことにより、宮城野親方のお力を得ながら今後相撲発祥の地、葛城市を全面的に推し進めたいと考えております。さらに、市内にちゃんこ料理屋がないことを受けて、観光大使である宮城野親方が、令和5年6月4日にちゃんこ料理店を出店していただき、また、2店目もオープンで、更に葛城市を盛り上げていただいております。また、来年度には市民の方にも相撲を身近に感じていただけるように、市内におきまして、宮城野部屋の合宿を誘致できないかも模索している最中でございます。

このように、相撲を中心としたものがインバウンドとしては、一番優れるのではないかという思いがございます。議員がご指摘いただきましたように、奈良県ビジターズビューロー、今現在、午前中に奈良市内等の観光をして、昼から葛城市に来ると、1時間半ぐらいの、その内容を見て帰っていただくような形になるんですけども、1日遊んでいただけるようなパッケージにならないのか。宮城野親方が、もしちゃんこ鍋屋をつくっていただけるのであれば、食事もできるような観光パッケージ、また、近隣の酒造会社もございまして、道の駅等もございまして、そのような、面として誘致して長い時間の観光につなげられないのかという研究を進めているところでございます。またそのようなご報告も近々できるのかなという思いでございます。

以上でございます。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。私もすごく期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。宮城野親方を中心に、相撲を前面に押し出して、有効な戦略を練っていただいて、葛城市と言えば相撲というふうになっていけたらいいなと思います。最終的には私としては、奈良県ビジターズビューローからいつか卒業していただきたいというのが私の願いです。

では、続きまして、最後の質問に行きたいと思います。では、葛城市内の小・中学校における国際教育についてです。ユネスコでは国際教育を国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育というふうに定義づけております。しかし、こういった大層な文句ではなくて、自分が住んでいる地域や国と違った習慣や違った状況下で生活している人たちがいるとか、違った価値観、考え方を持っている人が世界にはいるんだよといったことを知って理解し、受け入れる土壌をつくるのが国際教育ではないのかというふうに考えております。今、話題になっておりますLGBT理解増進法におきましても、しっかりと国際教育をしていれば、本来は必要ではない法案ではないかと私は考えております。

では、現在、市内小・中学校では、各教科において、国際教育を意識した授業は行われているのでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 皆様、おはようございます。教育部の井上でございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

ただいまのお問いでございます。文部科学省では、国際教育とは、国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育と定義し、学校教育活動における国際教育の充実として、1つ目、学びが広がり深まる授業づくり、2つ目、教員の実践力の向上、3つ目、直接的な異文化体験の重視、4つ目、外国人児童生徒教育の充実を提言されているところでございます。これらを踏まえまして、小学校では、社会科の学習の中で、日本とつながりの深い国々として、中国や韓国の文化を学んだり、英語の授業において、児童一人一人が、世界の国を1か国選び、その国について調べ、その国の紹介を英語で行ったりしております。これ以外でも、総合的な学習の中で、平和学習の観点から、ウクライナ情勢を学習したり、外国籍を有する児童が在籍する学年において、国籍や人種差別などについての学習をしているところであります。中学校では、外国語の授業において、食文化や核兵器など、他の単元に関連する内容について概要を説明し、情報機器を利用して自分で調べ、理解を深めていったり、道徳の時間において、マイノリティーへの理解や多様性について、日本に住む外国人の生活や考え方について、情報機器を利用したり、ALTの経験を交えた学習、教材を使って国際理解、国際貢献についての学習をしております。これ以外でも、総合的な学習や、音楽の授業など、各学年において様々な国際教育を実施しているところでございます。

以上です。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。昨年、新庄中学校の生徒会がウクライナのための募金活動をされていたんですけども、そういった授業があったからかなというふうに推察いたします。学校で学んだことを家庭においてもフォローしていただけると、より一層理解、そして意識づけるのではないかと思いますので、保護者の方への啓発も、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。また、異文化体験なんかも、かなりインパクトもあり、印象深いと思いますので、ぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。また、私の前職でなんですが、大学で通訳ガイド演習を教えていたときに、ちょっと驚いたことがあるんですが、それは、いかに日本の若者が自分の文化を、自国の文化を知らないということだったんです。国際教育において異文化を学ぶというのも大事なんですが、まずは自分たちの文化、そして自分たちが住んでいるまちのことを知って、自分の言葉で表現するのがとても大事だというふうに、私はそういう教えている場をつくづく感じたんですけども、学校ではその辺りの文化、または葛城市のことをどのように授業に取り込まれているか、教えてください。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 小学校におきましては、ふるさとについてや日本について、学習する機会を設けて実施している学校もございます。また、葛城市を学ぶ機会につきましては、社会科において、小学校では、私たちの葛城市、中学校では、郷土葛城を訪ねると題した副読本を葛城市教育委員会で作成、配付しており、これを用いまして、葛城市を学ぶ機会を設けているところでございます。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 とても大事な部分だと思いますので、ぜひ学ぶ機会を多く設けていただきたいなというふうに思います。また、文部科学省では、国際教育の充実は何よりも教員の方々の力量にかかっているというふうに言っています。国際教育についての教員の方々への意識づけはどのようにされていますでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 各教科や、領域などについて、日本や世界の国々の歴史や文化を知るとともに、多角的な視野と多様な物の見方、人権尊重の考え方、表現力、コミュニケーション能力の重要性を意識して指導することの大切さを授業研究や研修等を通して深めております。また、グローバルな背景を持つ児童も在籍しておられますので、その国の文化や歴史を大切にしつつ、日本のよさも伝えることができるように、日々、教師間で話し合い、授業などを行っております。これだけでなく、教科で学習した内容を他教科とも関連させて横断的な指導をするように、教科間の連携を細やかに行うように指導したりするなど、国際教育についての教員の意識づけを行っているところでございます。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。もちろん教員の方々もそれだけではなく、個人的に、自主的に取り組まれていることもあると思いますので、学校側もぜひ、それをサポートしてあげてほしいなというふうに思います。また、国際教育においては、コミュニケーション能力が重要であると言われておりますが、その基盤となるのが外国語教育です。外国語教育につい

て、お聞きします。ALTはどのように授業に関わっていらっしゃるのでしょうか。また、外国語担当の先生が昨年度導入された電子黒板はじめ、ICTをどのように活用されて、英語の授業を行っていらっしゃるのでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 ALTは、各学年の英語担当と事前に打合せを行い、サブとして授業を行っております。具体的には、発音練習、生徒間のやり取りやコミュニケーション練習における援助、生徒のライティング練習における援助、スモールトークやデモンストレーションの相手、自国の文化紹介、パフォーマンステストのやり取りの相手の役割を担っております。

電子黒板につきましては、現在、小学校3年生以上と中学校への配備が完了しており、小学校一、二年生の教室につきましても、この8月には配備が完了する予定でございます。活用につきましては、教師用デジタル教科書を映したり、担任やALTが作成したパワーポイント資料を提示したり、アニメーションや音声、歌などを流すために活用しております。このほかにも、教科書やワークを映し、授業の進捗の確認に利用したり、児童の解答例を映し出し、添削をしたり、問題文を電子黒板に映し出し、児童に直接電子黒板に回答を記入させ、添削するなどといった方法で、電子黒板を利用しております。各学校においては、タブレットと電子黒板、従来の黒板、それぞれのよさを生かす活用方法を考えて、授業を行っているところでございます。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 ALTの先生がいることで、直接発音を直していただいたり、また、教科書にない表現なんかも教えていただけるのではないかなと、そういったメリットもあると思います。また、ICTを活用することで授業の幅も広がっていると思うんですけども、先生も大変だと思いますが、工夫を凝らして面白い授業をしていただけたらなというふうに思います。

それと、また、私が議員になる前から、関わっていたんですけども、やっと私が住んでいたオーストラリアのメルボルンの小学校と葛城市の小学校の言語の交流が実現いたしました。私が知っているところ、私が自分をつないだと思っているところは新庄小学校、磐城小学校、當麻小学校と、日本語を第二言語として教えているメルボルンの2校なんですけれども、これから交流が本格的に始まると思いますが、具体的な交流の方法や、交流に期待するものは何なのか教えてください。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 新庄小学校におきましては、昨年度から、オーストラリアのムーランビーナ小学校との交流活動を進めております。当初は、まず、ZoomかMeetでの交流を行いたかったのですが、うまくつながらずに断念をいたしました。その後、国の交流ビデオを互いに作成して、ビデオレターのやり取りを行いたかったのですが、個人情報観点から難しいということになりまして断念をしております。その後、昨年度末から今年度にかけて、英語と日本語で書いた手紙のやり取りをデータで送信するという形で進めております。1回目のやり取りを終えまして、現在は2回目のやり取りにかかっているところでございます。今後は、2学期にZoomで互いに顔を合わせて、英語でのやり取りと日本語でのやり取りを行うこ

とを考慮しております。オーストラリアは時差がほとんどないため、リアルタイムの交流が可能であることを生かしたいと考えております。磐城小学校におきましても、国際交流をしようと進めておりましたが、相手の学校規模が小規模であり、磐城小学校の規模と大きな違いがあったため、今回は當麻小学校との交流となりましたが、英語担当の教員とメルボルンの担当教員との打合せは進んでいると伺っております。當麻小学校におきましては、第6学年と相手校の第5学年、第6学年の児童と、1学期に1回程度の交流を予定しております。1学期はビデオ交流を行う予定でございます。今回のテーマは、ランチボックスで、互いの食文化を通して交流すると聞いております。2学期以降は、打合せ中ではございますが、英語の年間計画の事業内容をすり合わせをし、當麻小学校とメルボルンの交流校と同じ授業内容を実際に行うと聞いております。

以上でございます。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。私、本当に磐城小学校をつなげたかなと思ったんですけど、今回はちょっと残念ですが、規模が違うということで実現できなかったということなんですけど、少しずつ進んでいるようですので、無理せず長く交流を続けていっていただきたいと思えます。全ての葛城市の小学校とお話はさせていただいたんですけども、それぞれ諸事情もあり、今すぐには海外の学校と交流が難しいという学校もあるようなんですけども、最終的には全ての学校で交流ができたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

同じような年齢の子どもたちと交流することで、市長も先ほどおっしゃってくださったんですけども、自然に異文化に触れて、生活習慣の違いや考え方の違いも受け入れることができる。同年齢の子どもたちと知り合えるというのが一番いいと思うんですけども、何よりも、外国人を見てもびびらなくなると思うんです。英語を話すときにはとてもとても大事な要素ですので、小さいときから外国人の同年齢の子どもたちと触れ合うというのは、とてもいいことだというふうに思っております。

では、最後に教育長にお尋ねします。葛城市の学校において国際教育の考え方について聞かせください。

梨本議長 樫本教育長。

樫本教育長 国際教育につきましては、国際関係や異文化を単に理解するだけではなくて、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要であり、グローバル化が進む現代社会において必要不可欠な教育の一つとして認識しているところでございます。

そこで、本市におきましては、異文化理解やグローバルな問題解決能力を身につける手段として英語教育に力を入れ、就学前教育からALTを活用した英語活動を取り入れて行っているところでございます。また、英語を話せるだけではなく、日本以外の言語や文化にも興味を持ち、国際的な理解や学びを深め、自分で行動できる態度や能力を小・中学生のうちに育てることができるよう、現在各学校において教育課程を工夫し、様々な取組を進めているところでございます。今後さらに、GIGAスクール構想で配備したICT機器を活用し、

実施するオンラインでの国際交流や、コロナ禍前には実施していた海外からの児童・生徒を受け入れた交流学习など、機会を持ち、一層国際教育を進め、将来国際的にリーダーシップを発揮する人材育成ができるよう取り組みたいと考えているところでございます。

以上です。

梨本議長 柴田議員。

柴田議員 日本の未来を担う子どもたちのためにも、どうぞよろしく願いいたします。

では、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

梨本議長 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 皆様、改めまして、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、5番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。市民の皆様の声をしっかりと市政に届けるよう頑張っております。お昼一番でちょっと睡魔が訪れるかもわかりませんが、目の覚めるような一般質問にはならないと思いますけども、しっかり聞いておいていただければと思います。

以上です。

これより先は質問席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、よろしく願いいたします。

まず最初にですけども、住みよさランキング2023がこの前、6月、発表になりました。我が葛城市は、近畿でトップスリー、3位ということで、すばらしい先人の方々、そして皆様、市民の方々の協力のおかげもあって、なかなかいい順位じゃないかなと思うんですけども、できるだけ1位を目指してこれからも頑張っていくべきかなと。3位じゃ駄目なんですかという声もあるかもわからないですけども、やっぱり市民の皆様の声をしっかりと反映させて、市民の方々が暮らしやすいまちをつくれれば、人口も増えていく、ただいま葛城市では、人口、微増ではございますけども、他市に比べて増えているといった状態でございます。

その中で、皆さんご存じやと思うんですけども、葛城市の警察、駐在所が合併になりました。新庄署と當麻署、2つになりました。もともとは長尾にも駐在所がありましたけども、これは県のことなので、ちょっとここで言うのもいかなものかなと思うんですけども、奈良県警のことなので。ただ、市民の皆様の生活にも直結してることなので、最終着地点は市のことになるので、しばらくお聞き願いたいと思います。

まず、今年の3月ですか、合併されたんですけども、この経緯についてまずはお尋ねいたします。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 皆様、こんにちは。総務部の林本です。よろしく願いをいたします。ただいまの杉本議員のご質問にお答えをいたします。

奈良県が平成31年2月に、県内において、警察施設を含めた県有施設の耐震性及び安全性を確保するために県有施設等耐震検討チームを立ち上げて、検討を重ねられた結果、令和元年7月に、耐震性に問題があるとする昭和56年6月以前の構造基準で設計・建築された施設について、使用を継続する施設については、利用者の安全確保のため、全て耐震診断を実施するとの方針が示されました。この方針に沿って、奈良県警は、令和元年度に交番11施設、駐在所30施設の耐震診断を実施し、そのうち、交番9施設、駐在所15施設の合計24施設が耐震性に問題があると診断されまして、その24施設の中には忍海駐在所も含まれておりました。この耐震診断の結果等を踏まえまして、将来的な人口や車の流れなど、社会情勢を反映させた施設の再編成計画が立てられまして、この先5年間で176施設ある交番と駐在所を134施設に統廃合することとなりました。この計画にのっとりまして、このたび、忍海駐在所と新庄交番は統合され、忍海駐在所は本年3月28日をもって閉鎖されました。一方、長尾駐在所につきましては、平成18年3月29日に當麻駐在所と統合され、當麻駐在所のほうの施設を使用して、現在の當麻交番となりました。その際、長尾駐在所の跡には、長尾連絡所が開設されましたが、その後、平成27年4月28日に、建物の老朽化によりまして長尾連絡所も閉鎖されました。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 これ、県からの発表で、我々に来たときにはこういう駐在所最適化という指針がどんと下りてきて、僕もある程度は闘ったんですけども、やっぱり県のことなので、決まっちゃったということなんですけども、これを読み解くと、日本一安全であるまちづくりの奈良をつくっていくと。先ほどおっしゃったみたいに、建物が倒壊する可能性があるところを見ていくと。24時間体制で警察の方がおられるようにしたい。そしていつも交番、駐在所に、警察官の方々、いていただきたいというアンケート等々あって、これに至ったんですけども、ここにも書いてあるんですけども、今後の人口減少や少子化も鑑みてと書いてあるんですけど、先ほども言ったみたいに、葛城市は、少なくとも減少はしてないわけですよ。特に忍海地区なんかは今、今年でも、小学校いっぱい入って、人口増えとるわけですよ。その中で、県が決めたことなので、いやいや、もう決まったことはしゃあないんですけども、ただ、市民の方々の不安の声が私の耳に届いておる次第でございます。その中で、これから忍海の駐在所なりを跡地をどうしていくか、何か市でできないかという思いでこの質問させていただいています。

それでは、次に、現在の忍海の駐在所、僕、毎日通っているの分かっていますけども、今どうなっているんでしょうか。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 忍海駐在所であった建物につきましては、現在閉鎖された状態であり、利用はされて

おりません。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 そうなんです。そこでも、これから警察官の方々が立ち寄るような看板とか等々をつけて、注意喚起、もともとあそこは、あそこにおられた警察官の方々が熱心に回られてたので、やっぱりそれがなくなっていくというのは市民の方々、ちょっと心配の声が聞こえています。

次に、葛城市内において、防犯率といいますか、防犯の数、その辺も、昔から比べて今はどうなのかというのをちょっと調べていただいていますので、お聞かせ願います。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市の犯罪率ということでございますね。葛城市の犯罪率ということでございますけれども、犯罪傾向を示すデータといたしまして、刑法犯認知件数がございますので、そちらに替えて、ご説明を申し上げます。調べましたところ、平成26年からの記録がございましたので、平成26年と5年前の平成29年、そして昨年、令和4年の、それぞれ、葛城市における刑法犯認知件数を申し上げます。まず、平成26年が283件、平成29年が189件、そして昨年、令和4年が140件と減少傾向となっております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 増えてたらもう話にならないので、減っているのは減っているという中で、ちょっと簡単なことで申し訳ないんですけども、駐在所と交番の違いというのがちょっといまいち分からないので、なぜ交番になっていくのかということも多分この中にひもといたらあるのかなと思うんですけども、駐在所と交番の違いというのは、何が違うんですか、教えていただきたいです。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 駐在所と交番の違いについてご説明をさせていただきます。まず駐在所は、1人の警察官が、場合によっては家族とともに駐在所に居住しつつ、地域の安全を守っていただくもので、勤務時間も午前8時30分から午後5時15分の日勤制となっております、休日もございます。一方、交番につきましては、複数の警察官が交代制で24時間対応となっております、勤務中に発生した管内の事案はもちろんのこと、夜間、休日においては、駐在所管内の事案にも対応しております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 だから24時間体制で、常に交番に人が行って、駐在所のときは確かに誰もいてないという声も聞いていました。ただ、指針とかを読んでても、24時間体制にして、警備の体制もしっかりしていくというお話なんですけど、忍海駐在所、今のお話でもそうですけど、駐在所というのは地域密着なので、よう単車で走って見回りされてたんです。僕、政治活動とかよくするんですけども、よう単車でお会いしたんです。多分、新庄地区の忍海地区近い方々で、選挙を頑張ってはる人は分かると思うんですけど、多分、僕、不審者やと思われてつけられ

たんですよ。多分、不審者と思われてた。それぐらいよう会うたんですよ。それぐらい、よう回ってはって、もう地域密着、まさにそのとおりだと思います。今のお話で、24時間体制になっていただきたい、それは意味は分かりますけど、今まであったものがなくなると市民の皆さんはやっぱり不安に思われはるんです。ほんで、僕、いろいろ聞きました。近所の方々にも聞きましたし、いろんな会の人とか、山手のほうの人たちにもいろいろ聞いたんですけども、やっぱり昔はよく単車で回ってきてくれたと、山のほうも。おじいちゃん、今日元気とか、よう来た。ただ、合併した後、パトロールで車で回ったんは見たとないという人がほとんどなんですよ。それはもう、体制としてはそうなんですけども、実際問題、強化までといかんでも、維持はしやなあかんと思うんですよ。強化は厳しいと思いますよ。その人員不足とか、いろいろあるんですけど、これを読んだところ。その辺をこれからもっと要望していただきたいんです。

そういう意味でも、まずお聞きしたいのは、合併前と後でのパトロール体制はどうなっているのか、調べていただいていると思うので、お聞かせ願います。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 統合前と後のパトロール体制の違いということでございますけれども、警察のほうに確認をいたしましたところ、新庄交番が、忍海駐在所管内も含めまして、24時間体制で3交代による2人の警察官がパトロールを実施されているところでございます。また、県警の機動捜査隊や、新たに設置されました自動車警ら隊などの広域的な体制の活用によりまして、統合前と比べてパトロール体制が低下しないよう取り組んでいるとのこと。さらに、試行段階ではありますけれども、県警では、普通のパトカーより大きく、車内で相談等を受けることができる車両を利用した動く交番が導入されまして、忍海駐在所の閉鎖後も、忍海地区においては2回、巡回等が行われております。今後は、この動く交番の出動回数も増やしていくよう努めていきたいと伺っております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 その動く交番というのは僕、初めて知って、2回ぐらい来られているみたいなんですけど、それも皆さん、見たことないという話なので、ここも強化していただきたい。前は、忍海地区の新庄地区のほうは、単車でそれこそ僕が不審者と思われたときも、こそっとついてこられたんですが、パトカーとなると、さらに動く警察やともう目立ってしゃあないですよ、正直。昔はそうやって、細かに単車で回っているから、やっぱりもう警戒される方もいっぱいあったと思うんですけども、それは今はもう交番になっちゃったから、言うてもしょうがないんですけども。

次に、これも僕は聞いた話なので、ちょっと真意は定かではないんですけども、定かではないというか、聞いた声なんですけども、昔やったら、合併する前やったら、110番しますと、センターに行くと、どうなるのか、そこから高田警察署に振って、忍海に来てたんかな、連絡が。だからちょっとしたこと、例えば殺人とかそんなじゃないですよ、ちょっとした近所のトラブルとかで電話したときに、もうなかなか来ないと。昔はすぐ単車でぴゅっと来

てくれたのに、今はもう、どこに行っているか分からん状態になっているとかという話、これは、真意は分かりませんが、そういう声は何件かあったんですよ。連絡はどうなったんの、連絡網みたいな。昔は忍海に来てたのに、今、新庄署に行っているからなかなかかからへんのと違うのという、これは確証はないんですけど、僕もそうなるのかなというのを、思いの中でお聞きしたいんですけども、困り事のある場合、例えば犯罪とかそんなんやったら110番ですぐダイレクトに来ると思うんですけど、そういう小さい困り事に対して、どういう通報方法があるのか、お聞かせ願います。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 地域の住民の方が、何かお困り事が発生した場合に、まず、警察官にすぐに現場へ駆けつけてほしい事件、事故など緊急を要する場合は、110番が広く知られております。しかしながら、110番通報するまでの緊急性はないものの、現にお困り事があった場合にほかに方法はないのかということでございますが、このような場合、警察では、悩み事や相談事など何でも話せる警察相談専用ダイヤルがございまして、電話番号のほうは、#9110番となっております。こちらをご利用いただきましたら、電話をかけた地域を所管する警察本部の相談窓口につながるようになっております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 そういうのもあるという、それも広げていっていただきたいと思います。

次に、忍海のことばかり言って申し訳ないんですけども、忍海駐在所があったときは、警察官の方が毎日立ってくれてたんです。何回も言って皆さんご存じだと思うんですけど、僕の子どもが今年からめでたく小学校に入学いたしまして、4月から毎日送っているんです、朝。近所のお母さんと一緒に歩いてたら、たまにパトロールの車が、この葛城市にあるやつも踏まえて回ってきたときに、こうやって回ってくれたら助かりますねと言うんやけど、いやいや、前までずっと立ってはったんですよ、警察の方が。そんなんやったら安心やったのになど残念がられているんです。パトロール体制とかいろいろ強化できてるかどうか、あまり分かりませんが、僕は4月から毎日子どもを1回も欠かさず送っていますけど、パトカーを見たのは3回です。今までで3回です。ほんで、学校の前は校長先生とか、ほかの方とかが立っているし、僕も行っていますから、例えば不審者が来たら、僕は何とか戦う覚悟はできていますけど、覚悟だけやからね、何の武器もないから。そう考えたら警察官の方が立ってたらやっぱ安心ですよねというところなんです。やっぱり、今まであったやつがなくなっていくのは、先ほども言いましたけど、人口が減っていったというんやったら分かるんですけど、忍海地区はすごい人口が増えてて、若いお母さんとかも不安がってはる方もおられるんです。その中で、なかなか難しいとは思いますが、通学時のパトロール体制というのを強化していただきたいなと思うんですけども、現在のパトロールの体制というのはどんな感じなんですか、お聞かせ願います。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 通学時のパトロール体制につきましては、こちらも、警察のほうに確認をいたしまし

たところ、統合後は忍海地区のパトロールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、新庄交番が管轄しておりまして、毎月パトロールを行うルート、時間などを定め、計画的に実施されておりますが、やはり範囲が新庄、忍海となっているため、全ての学校において、毎日の登下校時のパトロールは実施できていない状況であるとのことでございます。しかしながら、突発的な事件などが無い限りは、登下校時はできる限り、どこかの学校のパトロールを実施しているとのことでございます。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 ちょっとその辺も、無理は言えへんところかなと思うんですけども、先ほども言いましたみたいに、今まではもうずっと朝、立っておられたのがなくなってちょっと不安に思われる方もおられるので、後で言いますけども、じゃあ、今の忍海の跡地に警察官立寄所の看板を立てるとか、そういうのをちょっと考えていただきたい。すごいあそこの道、あそこの道というのは抽象的、忍海小学校の前の道でも、ほんまに、副市長分かっていると思う、意味分からんぐらい飛ばす人がたまにはおったりするんです。僕は、それはもうちゃんと体を張って止めますけど、多分ひかれて終わりやと思うので、そういうのもちゃんと警戒しつつ、やっていただきたいと思います。

今、ちょっとお話のついでに、道路の安全という意味でついでにお聞きしたいんですけども、以前の一般質問で、僕、道路看板、飛び出し注意とか書いてある看板が、真っ白なんが多過ぎると。真っ白か真っ黄色か分からないですけど、取りあえず字が見えないというお話をさせていただいたんですけども、僕が見る限り、やっていたところもあるんかなとすごい思うんですけども、その後、どんな処理をされたんか、お聞かせ願います。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 以前に杉本議員よりご指摘をいただきました道路注意看板につきましては、令和4年度において一斉に確認を行い、経年劣化等により文字が消えかかって読めなくなった道路啓発看板、150枚程度を撤去しました。ただ、そのうち交通事故の危険性等が伴う53か所については、改めて設置を行いました。そのほか、大字からの追加設置の要望等につきましては、順次看板を新たに設置させていただいております。

なお、5月末現在において、市内で345枚の啓発看板を設置されております。各大字の区長様におきましては、設置場所の位置を把握していただくために、設置場所を示した地図をお渡しさせていただいております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 場所も数も把握していただいて、ありがとうございます。前みたいに真っ白で何も見えへんとかというのはもうほぼないんかなと思うんですけども、これも感覚の問題なので申し訳ないんですけど、めっちゃ近くに行ったら見えるけど、遠目では見えませんというのって、この前も言ったんですけど、それはあまり意味ないんじゃないのと思っているので、これは引き続きできる限りでよろしいので、真っ白とまで言わなくても、何か書いてあるけど、近く

行かなあかんというのはもう変えたほうがいいんじゃないかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと話を戻しまして、今回、副市長にもお聞きしたいんですけども、副市長も忍海にお住まいで、多分窓から副市長と叫んだら、は一いと答えれるぐらいの距離なので、ちょっと何かその辺の、忍海の皆さんの声とか、地域の実情というか、前の駐在所の方々とかも、すごい密にやってくれてたので、多分同じような感覚を持ちなんかと思うんですけども、副市長のほうには地元の方とか、そういった方々の声はどのように届いているか、ちょっとお聞かせ願えますか。

梨本議長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしく願いいたします。いろいろとご提言ありがとうございます。昨日から、藤井本議員、杉本議員と、私どもの地域のことをおっしゃっていただきまして、どうもありがとうございます。

まず、忍海駐在所と新庄交番、この統合につきましては、やはり先ほど部長も答弁しておりますとおり、警察のこととは言いますものの、やはり私もその地域に居住する1人でございます。長年住み慣れたところでの駐在さんというものがなくなって、それで寂しさや不安というものも感じておるところでございます。今、議員お述べの、私のところへの統合についての地域の方からのお声ということでございますけれども、まず、第1に、先ほど私が申し上げましたように、やっぱり寂しさであったり、不安であったりというのが、第1、一番多い意見でございます。

その次には、やはり駐在所がなくなった跡、どうなるんやというお声も聞いておるのが本当のところでございます。そのたびに、私は先ほど部長が答弁しておる答弁を地域の方々にさせていただいて、ご理解を求めておるところが本当のところでございます。特に、歴代の忍海の駐在さん、私、接してきて、よく分かるんですけども、地域密着型、これは、議員先ほどお述べのとおりでございますけれども、私の小さい頃をちょっと思い出してみますと、一緒に夕飯を食べたとかね。駐在さんがうちに来て、一緒にお食事を取ったとか、また、非番の日には、私が駐在所へ行くと一緒に遊んでもらったといった本当に地域密着型の駐在所でありました。とても印象に残っておるところでございます。かといって、近年におきましても、今さっき議員のお述べの地域の事業所への立ち寄りであったり、当然、単車でいろいろ事業所に立ち寄ってもらっておりました。また、犯罪傾向の周知、瓦版を作って、その事業所にまいてもらったとか。また、地域の秋祭りとか、夏祭りのイベントにも、率先して自ら出てきてもらって、地域の安全を守ってきていただいたという経緯がございます。

今後におきましても、今、述べてまいりました数々の功績、それに負けないぐらいの体制づくりをすることが、地域の方々への安心を与えるんじゃないかなというふうに思っております。地域には忍海校区にもそれぞれ区長がいらっしゃいます。ですから、しっかりとその区長たちのお声も聞きまして、跡地も含めて、また、先ほどおっしゃっていただいております看板等も含めて、しっかりと現状を把握しながら、不安のない生活が送れるように、創意工夫をしてまいりたい、かように思っております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。いい思い出のお話も聞けて、よかったです。思いはほぼ一緒やと思うんですけども、ちょっと最後に、この跡地というのは、この建物は恐らく県のものやと思うんですけど、これは令和7年に取り壊されるという予定とお聞きしております。県が解体してくれると思うんですけども、この跡地、土地は誰が所有しているんですかね。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 忍海駐在所の土地につきましては、葛城市の所有となっております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、最後に市長にお聞きしたいんですけども、僕からの提案、今まで言ったのは県が決めたことで、致し方ない部分はありますけども、市の跡地である忍海で例えますと、その解体するまで、令和7年、これはもうちょっと早してくれという要望はしたほうがいいと思うんですけども、そこに、警察官立寄所みたいな形で看板、中身は分からないですけども、例えばコンビニとか行ったときに、警察官立寄所と書いてあったら、何かどきっとしますよね。何か悪いことしないのに何かどきっとする。あつ来はんねんという、ぴっとするとかね。跡地で、例えば、ちょっとした小屋みたいなのを造って、警察官立寄所、中に入ったら、先ほどの通報じゃないですけど、押したらもういきなり110番につながる、監視カメラもつける、そうやって、もうちゃんと回っているよという施設に、市の土地なんですから、造っていただきたいと、僕は前から言うているんですけども、思っているんですけども、市長はあの跡地についてどうお考えか、お聞かせ願います。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 ご質問ありがとうございます。忍海駐在所の件につきましては、私のほうからも警察に対しまして強く要望を申し上げてまいりました。と申しますのは、議員もご指摘のとおり本市におきましては、人口が増加している地域でございます。市内のほかの地域についても交番を増設することがあってしかるべきと考えておるところでございます。ゆえに、忍海駐在所も交番化で検討してほしい、その際の財源措置も考えていきたい旨は、警察にも申し入れました。しかしながら、警察全体の方針でもございますので、本市の考えだけでは前に進まないということも事実であります。閉鎖されました忍海駐在所の今後につきましては、忍海駐在所と同じような、閉鎖した駐在所や交番が、奈良県では30近くあり、今後はそれらの施設を順次計画を立てて、取り壊していかれる予定と伺っております。地域の住民の方が、従前と同じような、安心・安全な暮らしが確保していけるよう検討を進めていかなければならないと考えております。そのために必要な代替機能について、先ほど副市長の答弁でもありましたように、地域の方々の意見をしっかりと伺いながら、多角的に調査し、研究してまいりたいと考えております。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、引き続きお願いいたしますとしか言えないんですけども、市長ももちろん跡地につ

いては、しっかり考えていただいていると。そのまま引き続きお願いします。僕からも、昨日、西川議員もおっしゃいましたが、知事が新しくなって、山てんこ用事を言うていますので、これももちろん入れています。早急にやっていただきたいなと僕は個人的には思っております。これは先ほども言いましたが、葛城市では、市民の数、住民の数は増えております。それと照らし合わせても、地域の人らのお声も聞いても、やっぱりあるものがなくなるというのはやっぱり悲しいところがありますし、警察の方が立ち寄るといっただけでも、防犯という視点では、かなり有意義だと僕は考えておりますので、市長はじめ、しっかりと頑張っって前向きに進めていただきたいと思います。僕からもしっかりと県には要望してまいりますので、引き続きよろしくをお願いします。

以上です。ありがとうございました。

梨本議長 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問に立たせていただきます。

今回2つテーマがございます。1つは葛城市の指定管理者制度の運用について質問いたします。葛城市が持っております公共施設、市が直接管理運営しているものと、指定管理者制度に基づいて指定管理者にその管理を委ねている施設等がございます。特に今回は、大きな施設であります福祉総合ステーション、ゆうあいステーション及び道の駅かつらぎの指定管理の状況について質問してまいりたいと考えております。2つ目は公園のトイレの改善ということで質問させていただきます。

これよりの発言は質問席にて行います。よろしくをお願いします。

梨本議長 10番、谷原議員。

谷原議員 では、最初にお伺いいたします。指定管理者制度というのはそもそもどのような制度なのか、このことについて教えていただけませんか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお伺いいたします。

指定管理者制度とは、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、それが公布、施行されたことに伴い、従来、公共団体、公共的団体、地方自治団体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになりました。従来の管理委託制度や業務委託制度から、公の施設の運用を民間のノウハウやアイデアを活用して、効果的に活用することができるようになり、従来できなかった使用許可権限や料金徴収が民間事業者ができるようになりました。

指定管理者制度導入のメリットは、市が管理する施設などを民間事業者が行うことで、施設の公務員を減らし、人件費を削減できる点や、法律や行政の規則による契約で非効率的であった契約手続の見直しや公の施設の指定管理期間の長期設定により、安定した施設の運営が可能となり、市民の利便性を高めたまま、行政のスリム化に結びつくことが考えられます。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。民間団体に管理を委ねることによって、民間団体等が持っているノウハウ、これを生かして、人件費等の削減、行政効率も上げて、住民サービスも維持していこうということであろうと思います。

では、葛城市におきましては、この葛城市の公共施設、指定管理者制度を利用している施設は幾つございますか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在葛城市の公共施設において指定管理者制度を利用している施設数は61の施設がございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。61の施設を指定管理者制度で管理維持しているということであります。では、この指定管理者に対しては、施設の維持管理ですから、当然人件費、光熱水費等、管理のために必要な費用が発生します。これは直営であっても、葛城市がやっても発生するわけですから、無償で指定管理者にやっていただくわけにはいきませんから、指定管理料というものが発生していると思いますが、このことについて質問いたします。全ての、この61の指定管理者制度に基づく管理運営が行われている施設、全ての施設に指定管理料が支払われているのでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 全ての施設に指定管理料が支払われておる状況でございます。

以上です。

すいません、ゆうあいステーションを除いて、1か所だけを除いて。ちょっと待ってください。失礼しました。指定管理者制度を利用している施設のうち、収益的事業を行っている施設は……。

梨本議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時04分

再 開 午後2時05分

梨本議長 谷原一安議員の一般質問を再開いたします。

それでは、高垣企画部長。

高垣企画部長 失礼いたしました。全ての施設に指定管理料を支払っているのですかというご質問です。全ての施設には支払っておりません。支払いしておらない施設につきましては、道の駅かつらぎがございます。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 61の指定管理者制度を利用した施設がありますが、そのうち道の駅かつらぎについては、指定管理料が支払われていないということでありました。私、予算書を確認いたしました。予算書の中には指定管理料という名目で計上されているものは1件もないんです。例えばゆ

うあいステーションについては、指定管理委託料となっておりますし、体力づくりセンター、新庄スポーツセンターについては、運営補てん金というふうな形であります。61のうち60、指定管理料が払われているわけですが、予算書、決算書には、指定管理料という名目が出てこないんです。そういうことで、指定管理施設についての料金について聞きましたけども、この点については、また、後ほど問題提起しますけれども、実際に指定管理料、どれぐらいその施設当たりに支払われているのか。最も少額の指定管理料は幾らぐらいで、最も高額な指定管理料は、どの施設、どれぐらい払われているのかお聞きします。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 令和3年度の決算ベースでお答えさせていただきたいと思います。一番安いところは分館、集会所、コミュニティセンターで6万7,160円となっております。一番高いところは葛城市福祉総合ステーションで、7,364万9,766円となっております。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 地域のコミュニティセンターなどは、常時開けているわけではありませんから、指定管理料としては、6万7,000円余り、それに対して福祉総合ステーション、ゆうあいステーションは、今ありましたように7,300万円ということ、これは当初予算ベースだと思いますけれども、それだけが計上されているということでありました。

そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、葛城市は、こうした指定管理料、どのように算定されているのかということでもあります。指定管理料を算出するためには、私もいろいろ調べましたけれども、例えば他市では、やっぱり葛城市が直営でやった場合と同等の人件費見合い分をまず算定するとか、それを上限として算定するとか、幾つか指標を持って、それをホームページ等で公開しているところは、実にたくさんあります。実際に葛城市は、こうした60ですか、指定管理料を支払っている、その指定管理料を算出するための積算のためのガイドライン、指針等をお持ちでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 指定管理料につきましては、毎年予算編成時期までに、指定管理事業者から提出される経営状況や経営計画に基づき、担当課が協議を行い、精査したものを予算計上することになります。

なお、葛城市には、指定管理料の積算のための指標ガイドライン等はありません。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 私は、指定管理者から出された実績に基づいて交渉という在り方となると、それぞれの指定管理施設でかなりばらつきも出てくるのではないかと。葛城市の公共施設の維持管理にあっては、やっぱり公平性、さらには透明性ということも必要だろうと思います。これについては、私としては、ぜひ、指定管理料についてのガイドライン、これを他市などでもつくって公表しておりますから、葛城市においても、まず、基本ベースとなるものについては、つくっていただけたらと思うんですけれども、このことについてどうお考えか、質問いたします。

す。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市の指定管理施設の中には、レクリエーション、スポーツ施設、社会福祉施設、産業振興施設、公民館分館など、様々な分類の施設がございます。それぞれの分類によりまして、積算の考え方も異なるものと考えております。指定管理料の積算のためのガイドラインにつきましては、今後研究してまいります。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 公共施設の使用目的、利用形態については違うのは当然であります。しかし、他市ではつくっているわけです。なぜつくっているかという、基本は直営、実際に葛城市が管理する場合はどうなるかということを経験としてつくるわけですから、ここはもう統一できるわけです。だからそういうベースがあって、個々の指定管理施設の在り方、実際が出てくると思いますので、これについては、ぜひ研究をしていただきたいと思います。実は私がこの問題意識を持ちましたのは、令和4年度の葛城市一般会計についての補正予算、この3月議会で出てまいりました補正予算の第8号の中で、福祉総合ステーション、以下ゆうあいステーションと言いますけれども、この指定管理料が、年度当初7,144万円余り計上されていたものが、この年度末の補正予算で2,800万円追加されました。その理由は、電気代等の高騰という理由だったんです。これ、私、非常に驚きまして、当初の指定管理料の39%の増額であります。電気代高騰、確かに高騰しておりました。じゃあ、ほかの指定管理施設、指定管理料はどうなっているんだと。一方で39%に上る指定管理料の追加が電気代高騰ということで行われながら、ほかの指定管理施設、電気使っていないんですかと。非常に不思議な感じがしました。調べてみますと、積算根拠とかがない。統一されたものがないと。個別の施設の在り方によって決まっていると。私、これは、公共施設の管理運営の公平性という点で大変問題があるのではないかと感じておりますので、この点については、今後ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、今度は指定管理料ということで葛城市が支払いしているというものと反対に、この施設の中には、収益事業を行っている施設が幾つかございます。そこで、収益事業を行っている施設、収益が上がっているわけですから、そこから分配金、利益の分配金、あるいはその施設の使用料等をいただいている施設があると伺っております。そこで伺いますけれども、指定管理者制度を利用している施設で、この成果配分としての分配金を受け取っている施設、あるいは施設使用料を収納している施設、それはどこでありますでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 まず、基本協定上で申し上げますと、成果配分がある施設については、葛城市体力づくりセンター、「郷土食當麻の家」、葛城市福祉総合ステーションになります。そのうちの成果配分がある施設につきましては、葛城市体力づくりセンターが、実ベースで数字が上がっておる年もあります。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 確認しますけれども、収益的施設は、4つですね。例えば体力づくりセンター、総合福祉ステーション、ゆうあいステーション、それから体力づくりセンター、それとあと道の駅かつらぎもそうですね。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 道の駅かつらぎも収益的施設としてあります。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 その中で、体力づくりセンター及び農産物畜産処理加工施設「郷土食當麻の家」については、要は収益から収益金という形で、葛城市が一部その収益について、葛城市が受け取っていると。それから、ゆうあいステーションについては収益金ではないですよ。どういう名目で受け取ってるのでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 基本協定上に成果配分ということがございますが、実質的には成果配分が発生した時期はございませんので、名目が予算として上がったことはございません。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 全く何も、葛城市はゆうあいステーションから使用料とかはもらってないということでしょうか。収益は上がってないので収益金の分配はないと。しかし、施設の使用料等はいただいているのではないのでしょうか。公有施設の使用料、公有施設、公有財産の使用料と、分かりませんか。分からなかったら、保健福祉部長のほうに伺います。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

まず、今、葛城市総合福祉ステーション、ゆうあいステーションの指定管理のことでございます。その中で、指定管理の範囲がございます。

まず、ゆうあいステーションの指定管理の範囲でございますけれども、主な部分としましては、施設運営としまして、お風呂、プール、公園、その他部屋と食堂運営に関する全ての業務、それと送迎バス運行に関する業務でございます。これらに伴う運用促進、利用者の会計管理業務を行っていただいております。これら以外の指定管理の範囲外のスペースにつきましては、現在、社会福祉協議会の独自事業を行うスペースとなりまして、別途社会福祉協議会より、公有財産使用料を年間826万8,000円負担していただくとともに、面積按分で光熱水費を負担していただいていることになっております。ちなみに指定管理以外のスペースにつきましては、4つほど大きくありまして、通所介護の事業所としまして、デイサービス、それと、訪問介護支援、ヘルパーやケアマネージャーのほうのスペース、それと、知的障がい者のデイルーム、それと、指定放課後デイサービスといったものを行っている部分につきましては、指定管理とは別に、その部分を使っておられますので、公有財産使用料としていただいているという状況でございます。これは指定管理には含まれておりません。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、指定管理をしていただくところについては、指定管理料を支払っています。ただ施設の中には、そこで事業で収益を上げていただいて、やっておられるところについては、要は施設使用料、公有財産の使用料を支払っていただいているということでもあります。しかし、公有財産使用料は道の駅かつらぎも体力づくりセンターも、それから、「郷土食當麻の家」、農産物畜産処理加工施設についてはいただけてないと、非常にまちまちな状況があるわけでもあります。

ここで、今、ちょうど答弁していただきましたので、ゆうあいステーションの指定管理についてちょっともう少し詳しく質問してまいりたいと考えます。ゆうあいステーションの指定管理料は、先ほどありました令和3年度の決算ベースで、先ほど企画部長がお話がありましたけれども、最終的に幾らになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 令和3年度の指定管理委託料の決算額でございますが、7,364万9,766円となっております。これは先ほど企画部長から答弁いただいた数字になります。ちなみに、当初予算につきましては7,144万9,000円でございます。3月に補正をいただいて、その上で、3月補正については、300万円の補正を令和3年度は行っております。ただ、全額それを使ったわけではございませんで、精算させていただきましたので、先ほど述べました7,364万9,766円というのが、決算額という形になっております。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 先ほどの企画部長の最終の決算の金額だから、それで、よく分かりましたが、令和3年度も補正で追加の指定管理料の増額が、ゆうあいステーションについては行われているということなんですが、ほかの指定管理施設で、こうした増額補正が指定管理料について行われたようなことはあるんでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部のほうからお答えさせていただきます。これまで葛城市の指定管理施設で、補正予算において指定管理料を追加された施設は福祉総合ステーション以外はございません。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ここでも私は葛城市の指定管理者制度において、統一性に欠けているというふうに私は思います。公の施設を指定管理者制度を使ってやるのであれば、ここは、やっぱり統一的な運用をしないと、ほかの指定管理者からすると、じゃあうちも大変だから指定管理料を上げてほしいということが起きるわけです。実は、先ほど指定管理者制度について、冒頭説明がありましたけれども、民間事業者の効率性を利用するということが大きな眼目にありますので、指定管理料については、当初の指定管理料を動かさないということを明記しているような地方自治体もあるんです。なぜかというと民間事業者の努力を求めるんだから、これで当初の

管理料で、確定すればその中で努力してくださいと、民間で。これが本来の効率性のある民間事業者に対する姿勢として、わざわざ指定管理者制度の運用規程に明記しているような自治体もあります。なぜこのゆうあいステーションだけがそれを認められているのか。ほかの59の残りの指定管理料を支払っているところはどうかということがありますので、私は公共施設の公正な利用の在り方について、この点について、やはりしっかりと考えていただきたいと思います。

そこで、このゆうあいステーションの指定管理料の積算の内訳、先ほど少し一端をお話ししていただきましたけれども、指定管理を行っていただくスペースと、そうではなくて社会福祉協議会が事業として使っているスペースとありますよと。それで、要は、温水プールや入浴施設や食堂施設については、葛城市が指定管理をお願いしている、管理維持をお願いしている、運営をお願いしている、そういうことが先ほどのご答弁で分かりました。それで、ここでお聞きしたいんですけども、指定管理をお願いしている部分での事業の収支はどうなっているのでしょうか。先ほどありました、要は介護福祉事業とか、障がい者福祉事業とか、社会福祉協議会がやっている事業ではなくて、指定管理をお願いしている部分での事業、お風呂とか食堂とか挙げられましたけど、その収支がどうなっているか、お伺いします。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ただいまの指定管理の収支の積算の内訳、予算の部分でございますけれども、どうなっているかということでございますが、令和3年度でご説明いたしますと、福祉総合ステーション管理運営事業費として、主なものとしまして、3つの支出がございます。まず、人件費、これは、指定管理業務に従事する職員3名と、プール監視員、食堂調理員、受付等の非常勤職員の人件費、金額にしますと3,904万2,000円、そして事業費としましては、これは光熱水費、食堂の食材費等でございますが、3,632万8,000円、それと事務費といたしまして、館の運営に係る手数料、委託料、保守料等でございますが、2,304万1,000円、そして、その他の経費としまして131万6,000円でございます。ここから指定管理委託料を除いた収入予定額2,527万8,000円、これが収益的事業分の収入に当たるものとなります。主に、施設利用料1,046万5,000円、各種教室利用料720万円、そして食堂売上600万円等となりまして、福祉総合ステーション管理運営事業費から収入予定額を引いた金額が、指定管理委託料となる形で、予算を組ませていただいております。これまで、指定管理委託料につきましては、平成28年度と比較して、コロナ前の令和元年度には、予算額で約1,000万円、決算額ベースでは約700万円の減額を実施してまいりました。さらに、指定管理委託料とは別に、社会福祉協議会補助金を毎年約2,500万円の減額を実施してきたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で、指定管理委託料を計算する上での利用料収入は、新型コロナウイルス前の令和元年度と比較すると、令和3年度では約3,300万円の減収となっております。また、令和4年度には、利用料収入の減少に加えて、電気代、ガス代等の高騰による補正予算、先ほど言っていたいただきました2,800万円をお願いしたところでございます。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 お風呂代と温水プール代、食堂代、それぞれ人件費、それから食堂については食材費、光熱水費、これらが全て指定管理料として見込まれており、その減収分がある意味では補てんされたというふうに理解をいたしました。私、これ、収支、聞いたんです。これ、大赤字じゃないですか、収益的事業としては。つまり、葛城市民の税です、指定管理料は。それで入浴、食堂、温水プール等施設が運営されて、これは福祉事業としてという考え方はあると思いますよ。福祉事業としてやっている。ところが一方、新庄地域にありますいきいきセンターは葛城市直営であります。入浴は60歳以上しか入館できません。高齢者福祉として入浴サービスを無料で行っております。ただ時間も限っております。つまり、これは葛城市における社会福祉事業の在り方が適切なのかどうか、私は一度見直したほうがいいと思います。実際市外の方の利用も多い、この施設は。それに対していろんな苦情も聞いております。つまり、ゆうあいステーションの社会福祉事業の在り方、指定管理料でかなり、昨年度は9,000万円近くなりましたから、9,000万円超えたのかな、令和4年度の補正予算段階、決算を見てみると分かりませんが、しかしながら、9,000万円というのは葛城市の敬老年金、この敬老年金の1年間の予算が大体9,000万円なんです。だから福祉事業の優先順位ということを考える上で、このゆうあいステーションの指定管理料の金額、中身、これ、一度私は整理をする必要があるんじゃないかなと思っておりますけども、この点について市長のご認識をお伺いいたします。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 ご指摘ありがとうございます。議員がもう申されているように、指定管理施設の目的がそもそも違います。先ほどおっしゃいました直営でやっている福祉施設、いきいきセンター、昭和55年に新庄町が設置した施設でございます。60歳以上の市民の皆様方が無料でお使いいただく施設でございます。その当時新庄町は、直営という形で職員が運営しておりますので、水道光熱費から人件費から施設の修繕費から、全ての経費が一般会計予算で計上されている施設でございます。かわりまして、ゆうあいステーション、社会福祉協議会が入っておりますが、総合福祉ステーションでございます、葛城市の。こちらのほうは、當麻町が設立した施設でございます。設立年数がもう私、ちょっと一、二年ずれるかもわかりませんが、昭和60年頃であったように記憶しております。そちらのほうも、やはり福祉を目的とした施設でございます。ただ、利用者のほうは年齢を制限しておりません。それともう一つ、ですので、全ての町民、その当時は全ての町民と、市外の皆様方も対象としての福祉のステーション、施設の整備でございました。ですので、直営でやるという選択肢もあったでしょうが、その当時、社会福祉協議会に運営を任じた。当然のことながら、直営でやった場合との比較の中での委託料を計算している。それでなおかつ売上げについては、そこから差し引くという形を取っておりました。ですので、福祉目的の中で、片方は直営で、片方は委託でという、2町が合併しましたものですから、2つの性格を持つ施設が、存在しているというところで、誤解でもないんでしょうけども、若干の差を指摘されているのかなと感じておるところでございます。

ゆうあいステーションは非常に大きな施設でございますので、当然のことながら維持管理

施設運営につきまして、かなりの経費がかかります。ですので、それは当然その経費がかかった分は、こちらのほうで見ることになります。ですので、運営については非常に厳しく見てきたわけですので、先ほど部長のほうから答弁がありましたけども、平成26年度時点では、予算額として委託料として8,065万9,000円を計上しておった。それが決算額では7,699万454円。それが、私が就任いたしまして見直しをかけましたので、平成29年度から見直しをかけてきております。平成28年度当時が予算額が8,151万3,000円でしたが、平成29年度には7,662万円に予算計上を下げ、なおかつ翌年の平成30年度には6,861万6,000円という委託料の設定をさせていただいたところではございます。ただ、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の問題がございまして、施設の閉鎖、ある一定の期間を、特に初年度の場合はかなり厳しく、施設を閉めておりました。ですので、運営ができない状態ではございましたので、当然のことながら、売上げも減ってしまう、その分若干経費も減るわけなんですけども、それとのバランスの中で、当然のことながら、かかった経費については、見ておるといところでございます。

それで、さっき議員が一番ご心配になりました……。

(発言する者あり)

梨本議長 市長、簡明をお願いします。

阿古市長 丁寧に答えているつもりなんですけども。

(発言する者あり)

阿古市長 それでご指摘になりました令和4年度につきましては、7,144万9,000円を予算計上しておりますが、非常に運営も、ワクチン接種等で使っておりますので、休館等もしておりますが、水道光熱費が極端に上がったというところで、その水道光熱費が、委託料として補正させていただいたところであるということではございます。当然福祉施設等でありますいきいきセンターにつきましても、水道光熱費が上がった分につきましては、一般会計で補てんをしておる、一般会計で対応しておるといところでございます。施設の性格によって、その管理の在り方、運営、委託料の在り方というのは変わってくるものと感じております。営利を目的とした施設と、福祉を対象とした考え方とでは、全く違う考え方であるという理解をしているところでございます。議員ご指摘のとおり、できるだけ、税金を使うものですから、低コストで運営できるように努めてきているところではございますが、この昨今のコロナの問題と物価上昇に、水道光熱費等の上昇によりましての決算内容になったといところでございます。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 福祉的な役割、福祉の役割を果たす目的で行われているということでありますけれども、私は直営で行われているいきいきセンターの経費については、全て予算書に出ておりますから、全体で幾らかすぐ分かります。中身の内訳も全て分かるんです。光熱水費もきちっと補正が出てくると。しかし、指定管理については、先ほど言いました、ほかの施設は見えないし、ゆうあいステーションについても、今回説明を受けましたから、ある程度分かりました

けれども、なかなかここが分かりにくい。とりわけ事業という形で、本当に食堂、それからお風呂、この事業で、言ってみればかなり収益的事業、赤字だから補てんしているわけです。これをどこまでどう見るのかということについての見直しについては、非常に指定管理料も、この間頑張って下げてこられたけど、この間また上がっているという経過があるわけですがけれども、一度私はきちっと見直していただきたいというふうに申し上げておきます。

続きまして、次の道の駅かつらぎの指定管理者制度の運用について伺ってまいります。1つ、道の駅かつらぎについては、当初の指定管理者との基本協定におきましては、収益の3割を分配金として、成果配分として受け取るということを決定しておりましたけれども、これは平成30年、変更になりました。成果配分を受け取らないということで、平成30年1月に基本協定を変更しております。収益的事業なんです、この道の駅かつらぎについても。体力づくりセンターと同様です。こちらは収益を受けて、当初、収益の中から分配金を30%受け取るようになっていたのに受け取らなくなった、この経過について、伺います。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

平成28年4月1日締結の葛城市と指定管理者である株式会社道の駅葛城との基本協定第5条にて、成果配分の支払い等について、別に、年度協定書を締結するとし、年度協定書第4条にて、当期純利益の30%を市に支払う旨を定めていました。都市再生整備計画事業では、収益を目的とする場合や、施設の維持管理費や運営に要する人件費相当額を大幅に上回る収益が予想される場合は支援の対象外とすることと定められているため、基本協定及び年度協定の成果配分に関連する条文を削除し、また、あわせて、基本協定の1件20万円を超える修繕は、市が予算額の範囲内において行うという内容も削除し、改めて変更協定の締結を行ったものでございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 これについては、過去、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会で、この経緯について報告をされてかなり激しい議論がありました。そこでちょっと確認なんですけれども、先ほどありました都市再生整備計画事業におきまして、国の交付金を受けた場合、成果配分を得てはならないというふうなことは、補助金の交付要綱、あるいは通知等で明記されたものがあるんでしょうか。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第2項に、各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができるかと規定されています。また、都市再生整備計画事業ハンドブックに、原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設の整備費が回収できる場合は、支援の対象外になると明記されています。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 あまりもうけ過ぎてはいかんということでもありますよね。実は平成30年12月14日及び平成31年の1月15日に、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会でこうした説明があるんです。つまり、補助金を返還すると、しなければならない、幾ら返還するかという交渉を国、県と葛城市が行った際に、やはり社会資本整備総合交付金事業においては利益を上げることを目的としてはならないという指摘を受けたこと、さらには直売所については、地域交流センターとか観光交流センターあるいはまちおこしセンターと連携しながら、地場産品とかブランドの創出などの開発、研究、展示、そして一部販売をしてもよいと。こういった性格のものであるから、もうけ過ぎてはいけないと、先ほどありましたように。あまりにも収益を上げるということについて、補助金を得ているということから、問題があると。当時の副市長はこの交渉のやり取りの中で、もうけるんやったらもうけてもらってもいいですよ。その代わりに、全部補助金返してからにしてくださいというふうなことまで、国、県のほうから言われたというふうなことまで、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の中で報告されております。しかし、全国を見ますと、成果配分を受けている道の駅、結構あるんですよね。それを改修費等に充てているということがあるんですけども、私、これについて、本当にそうなのか、もう一回検討し直していかなければならない課題が幾つかあると思っております。

そこでまず、利益を上げてはならないというふうに言われている施設の在り方なんですけれども、この道の駅かつらぎの利益剰余金、令和4年度決算で幾らになっているんでしょうか。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 道の駅かつらぎの利益剰余金は、令和4年度決算で1億2,850万8,560円となっております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 一般の会社ですと利益剰余金、当期純利益等が出ますと、配当金を出すのは株式会社としては当然でありますけれども、この株式会社道の駅葛城も、株式会社でこれだけ収益、利益を上げていますと、それも積み上がっているということですから、配当金、これは出されているんでしょうか。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 配当金は、株主に出ています。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 これ、幾ら程度出ているんでしょうか。例えば令和3年度、令和4年度でもいいです。配当利率というのがありますけれども、幾らぐらい出ているのか、ちょっとお聞きします。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 令和4年度の配当金総額は410万円となっております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 410万円ということですが、配当利率が、かなり私は高いのではないかと。株式の出資金が大体2,000万円程度だったと思いますから、株式会社の利益剰余金の分配についての文書を見ますと、大体8%ぐらいですか、前期。後期でも8%近くが、配当金として払わ

れていると。そうすると、これ、一般の会社ではいいんですよ、当然。しかし、この道の駅かつらぎは、施設は30億円、そのうち9,800万円の備品もありますけれども、全て葛城市及び国の税金です。そこで収益を上げられたと。その収益の分配金、葛城市はもらっていません。取れないわけです、先ほどあったように。ところが、株式会社道の駅葛城の出資者には配当金が出ている。これもかなり高額だと思います、私は。利率からして、一般社会の利率からしても。私、やっぱり公共施設の在り方として、市民全体に利益が及んで、特定の、一部の人だけが利益を得るようなことになってはならないということから考えると、私、ちょっと矛盾しているなど。というのは、株式会社やからもうけるのは当たり前ですよ。配当金を出すのは当たり前なんです。しかし、これは指定管理者制度の中で、公共施設で30億円のお金を、税を出して、要は株式会社として設備投資してない中で、これだけの利益が上げられているわけです。それに対して、成果配分が葛城市にない中で、株主に配当があると。私、ちょっと、やっぱりよく考えていただきたいと思っているんです。

次に、ちょっとお伺いしますが、この成果配分を取らないとなったかわりに、修繕費、当初の計画、基本協定では、20万円を超えるものについては、葛城市が修繕しますと。その代わり成果配分30%もらいますという協定書だったのが、成果配分は取れないから要りません。その代わり、修繕費を全て、20万円を超えるものについてもやっていただきますという協定書に変わっております。そこで、お伺いいたしますけれども、公共施設の維持管理について、私は、やるのは、葛城市がやるのが原則だと思うんですけども、これを指定管理者にやらせるということになるわけですけども、果たしてできるんでしょうか。この指定期間5年間の間に、修繕費を強制することができますか。やってくださいということが出来ますか。このことについてお伺いいたします。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 ただいまのご質問のとおり、修繕費につきましては、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定の中で、第25条に、施設の施設管理運営業務における費用負担について定めておまして、修繕費は指定管理者が負担することとなっております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 負担することになっているんですよ。なっているんですけども、5年間、指定管理期間に修繕しないこともできるんですよ。ちょっとがたがきているけど置いておこうと。それで期間が終わりました。修繕しなくて、極端に言えば、ほかの指定管理者に替わることであり得ますよね。だから、修繕してくださいねということを強制できますかということをお聞きしているんです。ちょっと答弁がなかったのですね。ちょっとあれですけど。

じゃあ、考え方を変えてこういうふうにもちょっと聞いてみます。葛城市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の第9条及び葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定書第26条には、原状回復義務を定めております。つまり、指定管理が終わったら、その原状回復をしてくださいと、元に戻してくださいと、この協定を締結する段階に戻してくださいと。ただし、市長、葛城市が認めた場合には、施設の原状回復を行わず引き渡すことができるということも付け加えてあります。しかし、この道の駅の指定管理、大体、全

国の道の駅を見ても大体10年ぐらいでピークを迎えて、売上げが減っていくということが結構多いんです。つまり、施設が古くなる、やっぱり新しいことをやっていく、変えていく、リニューアルしていくということが、僕は求められると思うんですけども、この原状回復の義務、これはちゃんと葛城市はやられるんでしょうか。これについてお伺いします。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定の中の第26条でございますけども、施設管理運営業務に関するリスク分担について定めておりまして、事業終了時の原状回復について、指定期間の終了、または指定の取消し等により、指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状回復及び撤収費用は、指定管理者の負担となっております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ということは、指定管理が満了しましたと、満了しました、そのときは原状回復しなくてもいいということでありましょうか。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 今後指定管理者が変更されることになり、その際、建物に原状回復の必要がある場合は、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第9条及び葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定第26条に基づき、原状回復を求めることになると考えております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、指定管理者が替わった場合には、この原状回復を求めることができるということになるわけでありまして。そうすると、先ほど利益剰余金の話が出ました、1億2,000万円ぐらいでしたかね。しかし、備品でも9,800万円、葛城市は投じております。果たしてこの原状回復が現状でできるのかどうか、私はちょっと懸念はしておるんですが、私としては、先ほど紹介しました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会で、平成30年12月と平成31年1月の議論の中で、ある議員が繰り返し、公の施設の維持管理は、これは市がやるべきだと、これを安易にこういう形に変えることに対して、これは問題が発生するよと、繰り返しおっしゃって、当時の産業観光部長が、どういう形がいいか研究しますという答弁のまま、そこでとどまっているんです。私、全国の状況をいろいろ調べましたけども、年間売上げ10億円、道の駅かつらぎと同等の売上げを行っている東京都八王子市の道の駅八王子滝山、ここの指定管理につきましては3分の1の収益金を取っておったんですが、それが減っていくもんだから、これでは維持管理のお金が賸えないということで、包括外部監査に指定管理に関してかけた中で、道の駅のことが外部監査の中で問題になりまして、施設の使用で収益を上げているんだったら施設利用料として、きちっとその施設の維持更新、減価償却分、先ほどありました、公有施設の使用料分、これをきちっと取るのが筋ですと。それで収益を上げていただいてその分で払っていただく業者を指定管理者として募集すべきですということで要項を変えて、何と年間3,000万円の施設使用料を条件とした公募を行って、実際そういう業者が受けてやっております。当初2,000万円がいいんじゃないかという議論もあったんですが、いやこれは3,000万円でも。そうすると、そこで初めて業者のインセンティブ、もうけ過ぎな

いということ、もうけ過ぎないという施設の方針にもかなうことになるんですが、私は、道の駅かつらぎ、当初はもうけましよう、もうけていただいでできるだけ葛城市に還元しましよう、そういうことだったんですが、これは、途中から性格が変わったわけですね、補助金返還のことに関わって。僕はもう一回整理し直す必要があるんじゃないかと思っております。

ちょっと時間が来たので、もう一つだけお伺いします。実は、利益を上げてはならないというふうにされているんですけども、この間、販売手数料、これが引き上げられたのではないかと。道の駅かつらぎ発足当初は、販売手数料は低く抑えます、地域の農家、商工業者の方にできるだけもうけてもらう、それがこの事業の目的なんですということで販売手数料は非常に低く抑えられていました。それで非常に喜ばれてたんですが、この間販売手数料が引き上げられたとは聞いております。先ほど、利益も上がっています、利益上がる中で更に指定管理者の利益を上げるようなことになる手数料の引上げが行われたのかどうか、これ、ちょっと確認したいんですが。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 販売手数料は、令和4年度に見直しをされておりまして、一部引き上げられております。改定内容につきましては、乳製品、肉類、魚類、蜂蜜その他加工品について、改定前が販売価格の20%となっておりましたが、改定後は25%以内となっております。その他のものについては、改定されておりません。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 私は、道の駅かつらぎ発足当初の考え方と、補助金返還に当たって国から言われた考え方、それに基づいて、利益分配金及び施設の維持管理についての考え方がちょっと、大変こう整合性が取れない状態になってきているのではないかと思っております。大体もうけてはいけなとされながらなぜ株式会社に指定管理を委ねることになるのかということすら出てくるわけです、問題が。これは一度、きちっと整理をしていく必要があるのではないかと思っております。道の駅かつらぎに関する調査特別委員会は、まだ、中間報告を出して休止中になっております。総務建設常任委員会の所管事項にもなっておりますので、ぜひここでの議論を期待したいと思っております。

最後に公園のトイレについて、次の質問に移らせていただきます。

まず、最初に、葛城市の公園条例及び葛城市都市公園の条例、この記載がある公園においてトイレのある公園は幾つありますでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしく申し上げます。

都市公園条例記載の30公園については、大規模な公園、3公園に、公園条例の記載の27公園については、8公園にトイレが設置されております。うち、5公園は、多目的トイレを備えております。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 これらトイレの所有者は、どちらになりますでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 建物の所有は、いずれも葛城市となっております。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ですから、本来であれば葛城市が管理するものだと。しかし、地域の団体に、それぞれ指定管理で管理運営をお願いしているところもあろうかと思うんですけども、問題は、閉まっているトイレがあるということなんです。私、全て見たんですけども、葛城市が直接管理しているところは全部空いております。非常にトイレもきれいです。洋式トイレになっているところも出てきております。ところが、公園によっては完全に閉められているところがあるんですけど、これはなぜでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 大字、区に管理をお願いしているトイレにつきましては、公園の供用開始当初は、常時できるように開放しておりました。その後、トイレの放火、便槽の破損、汚損、トイレトーパー以外のものを流すことによる詰まりなどの事案が多発したこと、また、犯罪防止の面などから、管理をお願いしている区とも日常的な管理が難しいと判断され、平時は利用を制限し、区の行事などの催しがあるときのみ、開放される運用をされております。

以上です。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 私は直接このことについて聞きましたのは、尺土池ふれあい公園のトイレなんです。大変立派なトイレで、公園トイレにふさわしい外観を持っているんです。ところが、そこで遊んでいるお子さん、連れてきた親御さんが利用できないということなんです。先ほどおっしゃった事情があると思いますけれども、市が直営でやっているところは、全部開いてますし、きれいです。よく管理されております。ところが、これも指定管理なんですけど、区に委託しているところはできてないと。それなら、私はトイレについては、全て直営できちっと、管理運営をすると、地元任せたら大変ですよ、これ。そしたら地域に立派な公園にトイレがあって安心して遊べるというふうになると思うんですけども、私はこれは直接管理していただくのがいいのかなと思うんですけども、これについて最後、葛城市の公園施設におけるトイレについての考え方、市長にお伺いいたします。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 公園にはいろんな種類があります。ある種、大きな公園につきましては、直営の管理をしているという理解でいいのかなと思います。それで公園につきましても、成り立ちがありまして、地元要望の中での公園設置をし、トイレ設置を要望されたところについては、ほぼ地元管理をお願いしているのかな、大きくはそういう流れになっていると思います。ですので、公園のトイレ設置についての当初のお話の内容が、そういう内容でございますので、それを了解した中での運営になっているという理解をしております。ただ、大きな公園といいますのは長時間を対象として遊ばれるので、当然のことながら、常時開けていないといけませんし、公園のトイレ管理についてもやはり市が直接管理すべきかな、小さい公園につきま

しては、あまり長時間にならないご使用の場合を前提としておりますので、それは地元での判断にお任せしているところが大きいのかなと思います。議員ご指摘いただいておりますので、1回その辺の検証も含めまして、検討していきたいと感じております。

以上でございます。

梨本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。せっかく立派なトイレがあって、閉まってて、葛城市、若い方々が転入されてこられて、非常にいいトイレがあるのに、外観も公園にふさわしいところがあるのに、使えないという声、非常に聞きますので、やはり私は、葛城市の所有になっておりますので、やっぱり市の所有のものについては、しっかりと管理をする。地元にお任せできないのであれば、それは市が受けるということだっという思うんです。そういう形でちょっと一度検討していただきたいと思います。

本日は施設の管理について、葛城市の指定管理者制度の運用についていろいろお伺いしましたけれども、ぜひ施設の公正な、公平な、そして透明性のある利用という形で葛城市の行政が進んでいくように、お願いいたしまして、質問を終わります。

梨本議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後3時15分から会議を再開いたします。

休 憩 午後3時00分

再 開 午後3時15分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

横井議員 2番の横井でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、今日の質問をやります。2つ挙げます。1つ目は、河川（用水路）と橋等の危険予知対応についてが1個目です。2個目として、臭気対応について発表いたします。

以上、質問席から行います。

梨本議長 横井議員。

横井議員 2番、横井です。河川（用水路）と橋等の危険予知対応について。

今年もまた、台風シーズンが到来するのです。一口に警戒レベルといっても、その警戒レベルは1から5ランクあり、今回の一般質問は、最近多くなった大雨に関する災害対応に絞って、市役所側の担当部局3か所にご質問いたします。

1番目に、総務部への質問です。災害が発生または発生するおそれのある場合、市役所として、まず、全体的な対応の流れをお聞きしたいのです。できましたら、具体例を挙げて、時系列でお願いいたします。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本でございます。よろしくお願いをいたします。ただいまの横井議員のご質問にお答えをいたします。

災害が発生または発生するおそれのある場合、市役所がどういった対応を行っているかを

主な各部署からご説明をさせていただきます。

まず、最初に総務部から、災害が発生または発生するおそれのある場合の全体的な対応についてご説明をさせていただきますが、具体的な例を挙げてということですので、そのほうが分かりやすいというふうに存じます。

また、記憶の新しい先般6月2日から3日にかけて発生いたしました大雨による災害事案を例に、市役所が行った対応を時系列に申し上げます。

今回の事案につきましては、あらかじめ大雨に関する気象情報について、市役所生活安全課が、奈良県及び奈良地方気象台と情報連携を取っており、この段階で、今後、気象状況の悪化のおそれありということで、警戒レベル1対応となりまして、事前に防災行政無線で水路管理等の注意喚起を行わせていただきました。

そして当日、6月2日午前4時4分に大雨注意報が発令され、この段階で気象状況悪化ということで、警戒レベル2に上がりまして、より気象状況に注視しつつ、止水板や土のうなどの準備を行いました。その約4時間後の午前8時14分に大雨洪水警報が発令され、午前9時に市長指示により、ゆうあいステーションといきいきセンターの2か所を避難所として開設し、午前9時7分に防災行政無線で避難所の開設と避難の呼びかけを行いました。この段階で災害のおそれありということで、警戒レベル3対応となります。その後、午前10時20分に土砂災害警戒情報が発令され、午前10時30分に、市長を本部長とする災害対策本部を市役所新庄庁舎に開設し、第1回目の本部会議を開催いたしました。この段階においては災害のおそれが高いということで、警戒レベル4対応となります。本部会議においては、現状と今後予想される気象情報等を共有し、市民の方々からいただいた情報や、あらかじめ役割分担により定められた内容について、各部署からの報告を受けるとともに、本部長より、総合的な対策について指示伝達が行われました。午前10時50分には、葛城市消防団本部に合流していただき、それ以後は、市役所と連携して、市内巡視、冠水箇所の対応協力をいただいております。その後、午後1時30分に、第2回本部会議を同様の内容にて開催し、また、葛城消防署も合流していただき、市内巡視、冠水箇所の対応協力をいただいております。その後、午後3時30分開催の第3回本部会議においては、テレビ会議によりまして、奈良地方気象台から、今後の気象情報と警戒態勢について情報提供を受け、これを踏まえまして、引き続き市内の被害状況の把握と対応について、本部長より指示伝達が行われました。そして午後5時30分開催の第4回本部会議においては、当日の夜から翌朝までの警戒体制について協議し、不測の事態に備え、必要な職員の待機と、翌朝までの避難所2か所の設置継続について、本部長より指示伝達が行われ、その後、本部は解散いたしました。

なお、2日夜から3日朝までの職員体制でございますが、災害時職員初動マニュアルにのっとりまして、部長級職員全員、総務部生活安全課職員全員、総務部及び財務部の課長級以上の職員全員、産業観光部及び都市整備部の主査級以上の職員全員がそれぞれの持ち場において待機しております。また、避難所につきましては、いきいきセンターが市民生活部課長級以上の職員及びセンターの担当主幹が、ゆうあいステーションがこども未来創造部課長級以上の職員と指定管理者である葛城市社会福祉協議会の職員2名の協力の下対応しており、

総勢で50名を超える体制を取りました。

翌朝午前6時から会議を開催し、発表されていた全ての警報解除により、開設していた2か所の避難所を閉鎖いたしました。夜明けとともに行いました市内巡視及び被害状況確認結果について報告を受け、今後の総括的な対応及び市民の安全確保のため、被災箇所の応急処置について、市長より指示伝達が行われました。

以上が6月2日の大雨に係る総務部における災害対応となります。これよりは実際に現場対応に当たった部署からの説明となりますが、災害時の確認範囲については、産業観光部が當麻地区エリアを、都市整備部が新庄地区エリアをそれぞれ担当するように定めております。

以上でございます。

梨本議長 横井議員。

横井議員 不測の事態に備え、災害時職員初動マニュアルにより、総勢50名を超える職員体制で対応しておりますとの言葉は、我々市民にとっても頼もしい限りでございます。

次に、2番目に、産業観光部への質問になります。同じく、災害が発生または発生するおそれのある場合、河川（用水路）と橋等の危険予知について、市役所はどのような対応を行っているのでしょうか。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

産業観光部の対応を時系列でお答えいたします。災害が発生または発生するおそれのある場合、市役所では定期的に巡回を行っております。

大雨の日、当日の6月2日金曜日についてでございます。午前8時45分、産業観光部災害時確認範囲である當麻地区を3班集体で現地確認の巡回を開始しました。午前11時、寺口地区より住宅浸水防止対応の要請があり、土のうを設置いたしました。12時10分、新在家地区より用水路から水があふれているとの情報があり、産業観光部職員6名が順次出動し、用水路の障害物除去作業と、土のう設置を行いました。12時40分、大字當麻地区より宅地へ水が流入しているとの情報があり、現場確認を行い、対応いたしました。午後4時20分、加守地区住宅の裏山から水が流入しているとの情報があり、現場確認を行いました。また、新在家地区、宅地裏山の土砂が崩れているとの情報があり、現場確認を行い対応しました。午後6時30分、竹内地区より遊歩道法面が崩れているとの情報があり、現場確認を行い、対応をいたしました。午後7時40分、産業観光部災害時確認範囲である當麻地区を3班集体で再度現地確認の巡回を行いました。

職員体制については、災害調査及び対応検討のため、一部職員と管理職員は、翌日まで庁舎待機を行いました。

そして6月3日土曜日でございます。午前4時30分、産業観光部災害時確認範囲である當麻地区を3班集体で再度現地確認の巡回を行いました。午前5時35分、竹内地区、国道166号線上に倒木があり、高田土木事務所に連絡をいたしました。午前8時45分に二上山登山道の確認を行い、土砂崩れと倒木により危険な状態にあるため、祐泉寺から馬の背ルート及び加守神社から雄岳の登山道に通行止め看板を設置しました。午前5時15分、磐城第2保育所

前踏切付近に道路陥没箇所があり、レミファルト補修を行いました。6月5日月曜日以降は、各大字より被害報告をいただき、対策依頼があった箇所につきまして、順次対応を行っております。

以上、6月2日金曜日の大雨に係る産業観光部における災害対応となります。

梨本議長 横井議員。

横井議員 文字どおり、3班体制での徹夜を通して巡回及び対応のこと、誠に頼もしい限りであります。

次に、3番目、都市整備部への質問になります。同じく災害が発生または発生するおそれがある場合、河川（用水路）と橋等の危険予知について、市役所はどのような対応を行っているのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、都市整備部の対応について時系列で報告いたします。

大雨の当日、6月2日金曜日についてでございます。午前8時30分より、都市整備部災害時確認範囲である新庄地区を3班体制で現地確認巡回を開始しました。午前10時、浸水想定箇所、東室地区、柿本地区に土のう、止水板の設置を行いました。午前10時30分、平岡地内の市道冠水により、車が1台水没状態であったことから、通行止め対応を行っております。午前11時30分、南阪奈側道の南向き路線について、一部冠水があり、通行止め対応を行っております。12時、尺土駅地下道冠水のため通行止め対応、新町運動公園の一部が冠水し、消防署、消防団のポンプ車による吸い出し作業を行い、隣接する工場への浸水防止についての作業を行っております。寺口地内では、宅地浸水対応を行っております。また、随時、土のう、止水板の設置、冠水対応、市内巡回調査を行っております。

職員の体制につきましては、災害調査及び対応検討のため、一部職員及び管理職員は、翌日まで庁舎の待機を行っております。

6月3日の土曜日でございます。午前7時、南阪奈側道冠水対応として、葛城消防署ポンプ車により、たまり水の吸い出し作業を行い、午前9時に通行止め解除を行っております。午前11時です。平岡市道冠水対応として、葛城消防署ポンプ車による吸い出し作業を行い、午後1時、葛城市消防団第1分団に引き継ぎ、午前4時まで作業を継続いたしました。その後、午後4時、建設課により、水中ポンプ3台で、残りのたまり水の吸い出し作業を継続しております。吸い出し作業につきましては、夜間も含め、職員立会いの下、作業を進め、翌朝5時に冠水解消となりました。

6月4日の日曜日でございます。午前5時、平岡市道冠水解消となり、再度職員を招集し、午前9時に冠水した車の撤去後、片づけ清掃を行い、通行止め解除を行っております。

6月5日以降は、各大字より被害対策依頼があった箇所につきまして、順次、復旧作業を行っております。また、所管外であります河川や国道等につきましては、高田土木事務所等関係機関へ復旧修繕の要望をしております。

以上、6月2日の大雨に係る都市整備部における災害対応となります。

梨本議長 横井議員。

横井議員 この部門も徹夜で緊急対応し、水中ポンプまで使って、根性で我々市民の生活や安全を守ってくださっていたことに対し、感謝でいっぱいでございます。これで少々安堵いたしました。

続きまして、2個目のテーマに入ります。臭気対応についてです。

まず、最初にお伺いします。現状、葛城市には、臭気、悪臭に対する仔細条例がありませんが、どのように、何に基づいて対応されていますか。また、その基準となるものはどのようなものでしょうか。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願ひいたします。

悪臭問題の解決に向け、葛城市では、奈良県と協力して、悪臭防止法に基づいて対応しております。悪臭防止法は、規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするものでございます。葛城市は、平成24年にこの悪臭防止法の規定により、市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めております。

梨本議長 横井議員。

横井議員 続きまして、悪臭問題は、古くて新しい問題とされています。昭和46年に悪臭防止法が制定され、以降、改正も行われているようですが、全国的に悪臭の苦情内容も変わってきていると伺いますが、どのような内容の苦情が多いのでしょうか。また、それにはどのような背景が考えられているのでしょうか。その辺りの説明をお願いいたします。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご説明申し上げます。悪臭防止法制定当初は、全国的に大部分を占めていた畜産農業や化学工場からの苦情が減少、最近では、飲食店などサービス業や個人住宅などからのいわゆる都市型、生活型と呼ばれる苦情が増加しております。この背景には、これまでは気にしていなかったものを燃やすにおいや食べ物を調理するときに出るにおいをくさいと感じるなど、人々のにおいに対する意識がより敏感になってきたことがあると考えられます。

梨本議長 横井議員。

横井議員 続きまして、それでは、葛城市では、事業所などに対する苦情の相談が寄せられたとき、どのような手順で、具体的に取り組まれているのでしょうか。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 行政における素早い対応が、苦情解決に結びつくことが多いと言われます。直接顔を見て話すことで、感情も和らぎ、関係が改善されるとも言われます。ですので、悪臭に関する相談や苦情の窓口であります環境課では、可能な限り迅速に現場に出向き、現場を確認するとともに、直接、まずは苦情申立者のお話を伺うこととしております。その上で、においを減らすための対策、苦情によってはその内容が幅広く、悪臭防止法その他法令等の規制対象とならないものもございますが、関係する各課との連携はもとより、奈良県にも協力

をお願いし、対応を検討しております。課内で他法令等も調べ、苦情対象の事業所を訪問し、苦情者からの内容をお伝えして、製造工程や原料、ダクト対策、脱臭装置や脱臭剤の設置、使用状況、維持管理等についてお話を伺い、改善対策の検討や、妥協策等の調整を行っております。

梨本議長 横井議員。

横井議員 三直三現、現場直行、状況把握、対策の検討等、改善に向けた努力を葛城市では頑張っていることと確認ができました。引き続きよろしく申し上げます。

ところがです。内容によっては、それでもなかなか解決に向かわない案件もあるのではないかと思います。そのような場合は、どのような次なる手段がございますか。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 苦情申立者と事業者間での話し合いの場を提供するなど、問題に対する認識の共有、粘り強い交渉が肝要と認識しており、いかに軽減できるかと考え、取り組んでおりますが、紛争原因に争いがある、当事者間の対立が深刻で、解決の見通しが立たないときは、奈良県の公害審査会をご紹介します。この公害審査会では、法律の専門家、医師、大学教授など、各分野の有識者が委員となって、中立公正な立場から調停などが行われております。

梨本議長 横井議員。

横井議員 それでは、今回の一般質問を、悪臭問題を起こさない、また、少しでも少なくするような啓発の機会としていただければお願いいたします。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 工場や事業所は悪臭防止法の規制基準を守らなければなりません。排気口や換気扇などを設置する場合は、設置場所や向きに注意していただいて、定期的に設備点検を行い、悪臭防止に努めていただきたいと思います。また、事前に近隣への周知等もお願いいたします。同じにおいであっても、個人差や好み、慣れなどで、感じ方は違います。ある人にはよいにおいと感じられても、別の人には悪臭に感じられることもございます。そういったことから、近隣皆様がふだんから円滑なコミュニケーションづくりに努めていただいて、悪臭問題が起こらない、あるいは問題が少しでも和らいで、市民皆様の住みよい環境づくりに資することができるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。こうして、啓発の機会を与えていただきましてありがとうございました。

梨本議長 横井議員。

横井議員 環境、私は、これからも市民第一を目指して努力、邁進していく所存でございます。長らくのご清聴、ありがとうございました。

梨本議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

最後に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。最後になりましたけど、もう少し、しばらくお付き合いをお願いします。

今回の私の質問は、パブリックコメント制度についてです。地方自治制度下におけるパブ

リックコメント制度について再確認するとともに、政策形成を行う上での制度課題についての分析を踏まえ、効果的な制度運用につなげるための提案を行ってまいります。

なお、以降は質問席に移って進めさせていただきます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 よろしく申し上げます。

まず初めにですけれども、このパブリックコメント制度、ご存じだと思うんですけども、もう一度、いま一度、どういったものかというのを確認しておきたいと思います。パブリックコメント制度、いわゆる意見公募手続制度、これは、1999年、平成11年に閣議決定された規制の設定または改廃に係る意見提出手続に代わって、2005年、平成17年の行政手続法の改正により法制化されたものです。これは、行政機関が政令や省令などを定める際、事前に広く一般から意見を募って、その意見を考慮することで、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的とした制度で、その内容は、行政手続法の第6章に定められております。この行政手続法第6章の内容はどのようなものかといいますと、まず、対象となる命令等については、政令、府省令、府と省ですね、それから処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針を基本の対象としております。

次に、意見公募手続についてですが、対象が国の場合については割愛しますが、地方公共団体が対象となる第46条のところに、こう書かれています。地方公共団体は、同手続について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない、こう規定されております。そして、意見公募の流れとしては、まず、計画案を策定した後、策定した案の公示と意見募集、これを行い、続いて、意見を考慮して命令等を策定し、そして最後、結果の公示に至る流れとなっております。

以上がパブリックコメント制度の大枠です。

続きまして、パブリックコメントの有用性について確認してまいります。パブリックコメント制度の有用性については、様々な評価がありますが、ここでは、大きく4つの点を挙げてみたいと思います。

まず、1点目、民主主義の重要な要素である点、これは、パブリックコメント制度は、行政が意思決定を行う際、一般の人々の声を反映させることで、より公平な意思決定を可能とします。

2つ目、多様な意見を集めて、反映させることができる点。パブリックコメントは、異なるバックグラウンドや立場を持つ人々から広く意見を集めることで、より多様な視点を反映した意思決定につなげることが可能となります。

3つ目、策定過程の透明性の確保と説明責任を果たす点。パブリックコメントは、行政の意思決定プロセスを透明化して、策定の根拠や理由を説明する機会において、意思決定者が説明責任を果たすことが可能となります。

そして最後、4つ目、公共の利益を向上させる点。パブリックコメントを通じて収集された意見やフィードバックは、政策や規制の改善に寄与することで、より効果的な制度の実現

が可能となります。

以上4点がパブリックコメントの有用性ということで述べさせてもらいました。ただこれらの有用性というのは意見の収集方法や、フィードバックの取扱いによっては異なる結果が導き出す場合があるということに注意することは、当然であります。

それでは、続いて、葛城市においてのパブリックコメント制度の運用状況について、順を追って確認してまいりたいと思います。

葛城市は、これまでに複数のパブリックコメントの募集が行われておりますけれども、この実施後の結果について、直近の何件かについては、市のホームページのお知らせというところに確認できるんですけども、ホームページ内の検索をかけても、過去の古いパブリックコメントの多くは今、確認できない状況になっております。以前、予算特別委員会か決算特別委員会からちょっと忘れたんですけども、委員会において指摘させていただいたことがあるんですが、他市ではホームページ上で、過去のプロポーザル等の結果を確認できるのに対して、葛城市では見ることができない件について改善を求めた経緯がございました。同じく、パブリックコメントについても、同様の状況にあるわけなんですけれども、この件について、まずはどうお考えなんでしょうか。もしかすると、過去の情報の公開に関して、何らかの公開制限の規定があるんでしょうか。よろしくをお願いします。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

以前の市のホームページの件で、市が行った公募型のプロポーザルによる業者募集の情報で、過去に公表したデータが見られないのを見れるようにするべきではないかというご意見がございました。ホームページを管理している企画政策課が、プロポーザルによる業者募集の過去の情報を保存して見ることができるようにしておりますので、パブリックコメントの過去の実施結果につきましても、同じようにデータを保存し、ホームページ上で一般に閲覧できるように対応していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。先ほど行政手続法の説明で触れましたけれども、地方自治体は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。葛城市のホームページがリニューアルされてから、旧のホームページでは、閲覧したり検索できた情報が確認できなくなっていることをご認識いただいて、まだほかにもこういったことがあるかもわかりませんので、いま一度精査をお願いしておきます。今、ご答弁ありましたように、過去のパブリックコメントについても、プロポーザル情報と同じく、公開制限等があるわけではないということは確認いたしました。

では、続きまして、パブリックコメントの運用主体について確認したいと思います。これまで議会へのパブリックコメントの説明は、案件を担当する原課より説明を受けておりますが、これら多種多様な部署で実施されるパブリックコメントを総合的に管理している担当課というのはあるんでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 パブリックコメントの所管といたしましては、企画政策課において取りまとめを行っております。

以上でございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 所管は企画政策課ということですが、総括というか取りまとめているところはないということで、理解いたしました。

そしたらその次ですけれども、それぞれの担当課で行われているパブリックコメントを取りまとめて、それを総合的な視点で市政運営に活用分析するという部署が今現状ないというところなんですけれども、それはそれで置いておいて、これまで葛城市が行ったパブリックコメント、もうかなりの数あると思うんですけれども、合併以降のトータルの件数、それと、直近3年間で結構ですので、その内容について、そのコメントの数も併せて教えていただけますか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの奥本議員のご質問にお答えさせていただきます。葛城市のパブリックコメントの実施状況につきましては、企画政策課が把握できている平成20年度以降の葛城市が行ったパブリックコメントの実施件数は、現在までのところ、40の事業についてパブリックコメントを実施しております。参考に過去3年のパブリックコメントの実施状況について申し上げます。令和2年度中に実施したものは5件ございました。

1つ目は、葛城市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案）で4件の意見がありました。

次に、2つ目の葛城市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）については、7件の意見がございました。

3つ目の葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画（案）については、10件の意見がございました。

4つ目の第2期葛城市教育大綱（案）についての意見はございませんでした。

最後に5つ目の葛城市耐震促進計画（案）についても意見はございませんでした。

次に、令和3年度中に実施したものは1件で、葛城市地域公共交通計画（案）のパブリックコメントを実施し、提出された意見は、22件となっております。

次に、令和4年度中に行ったパブリックコメントを実施しているものは3件ございました。

1つ目は葛城市手話言語条例（案）で、意見はございませんでした。

次に、2つ目の葛城市公共施設等総合管理計画（案）は、35件の意見がございました。

最後に3つ目の葛城市公共施設等総合管理計画（案）追加募集については、2件の意見がございました。

令和5年度は、葛城市当麻複合施設整備基本計画（案）について、パブリックコメントを実施しております。

以上でございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 企画政策課が把握されているパブリックコメントについて、平成20年度以降の件数をお示しいただきましたが、合併の平成16年からの数年間がちょっとここになかったので、これは行われたかどうか不明ということなのか、あるいはもうその情報がないのか、ちょっとよく分かりませんが、それとあわせて、ほかの担当課が行ったパブリックコメントの情報についても、これは共有できてないということについては、ちょっと私はいかがかなと思いますので。

それから今、お示しいただいた直近3年間のパブリックコメントの企画政策課把握分の内容なんですけども、もう一度ちょっとおさらいしてみたいと思います。

まず、令和2年度は、パブリックコメント実施件数5件、そのうち、寄せられた意見は、順番に4件、7件、10件、0件、0件。令和3年度、パブリックコメント実施件数1件、寄せられた意見が22件、令和4年度、パブリックコメントを実施3件について、寄せられた意見は、順番に0件、35件、2件という結果でしたね。これらの寄せられた意見の数が多いか少ないかということについては、計画の内容であるとか、その時々の問題意識に左右されるので、ここではそれが多い少ないということに対してはコメントは控えさせていただきます。

では、続いてこの寄せられた意見の分析に入りたいと思うんですけども、一般論としてパブリックコメントに寄せられる意見を大別したとき、大きく2つに分類されるというふうに言われております。それは1つ、提示された計画案について、おおむね肯定とした上での建設的な意見や提案、2つ目、計画案の文脈にそぐわない意見や、要望の2つに大別されます。ちなみに文脈にそぐわない意見というのは何かというと、計画案から大きくかけ離れた意見や要望、あるいは個人的な要望や批判というのがここに含まれるとされております。

この2つを踏まえて、先ほどの企画政策課所管のパブリックコメントのうち、先ほどご回答の中で一番件数の多かった葛城市地域公共交通計画（案）の22件というところについての内容の内訳、意見はどうだったんでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市地域公共交通計画（案）のパブリックコメントを実施して出された受付件数、合計22件のうち、計画の内容における建設的な意見は5件です。既に実施済みであった意見が3件ありました。今後の事業に関する要望の割合は14件となっております。

以上でございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。ただいまの数字、比率に換算したら、1番目の建設的意見が22.7%、既に実施済みの意見、これが13.6%、それから最後、事業に関する要望というのが63.6%という比率になります。この63.6%を占める、事業に関する要望について、私もちょっと資料を確認したわけなんですけども、個人的な要望、要求と思える意見が多くを占めておりまして、これで果たしてパブリックコメントの意味が十分に理解されているんかどうかという疑問が残りました。

続きまして、パブリックコメントの意見収集の方法について確認したいと思います。現在葛城市では、パブリックコメントを投稿する方法として、郵便、直接持込み、それからファ

クス、メールの4つの方法が示されております。ただ、今、もうこれほどネットに接する世代が増えた現状で、ネット経由の投稿というのがメールだけなのかどうか分かりませんが、その辺り、今現状としてどうなっているのかというのが気になります。具体的な内容としては、メール以外に何らかのアプリやブラウザ上での投稿フォームがあるのかどうか。それから、これまで実施したパブリックコメントで、ネット経由の投稿が何件あったのか。それから、ネット経由の場合、一番重要視しないといけないのが、ネット投稿におけるなりすまし等への対策が講じられているのか。この3つ、ちょっと重ねて質問させていただきます。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 これまで行いました葛城市でパブリックコメントを実施したもので、投稿フォームを用いたネット経由での投稿されたものはございません。なおネット経由で、市民への募集という点で、現在、企画政策課において、ホームページ上で参加者募集をしております未来人材育成事業として、市内の小・中学生を対象に見学会の参加者を募集しております。市のホームページ上に申込みフォームを埋め込み、そのデータをそのまま集計できる仕組みは、既に多くの各関係部局で取り入れております。今後、このような仕組みを更に研究して、パブリックコメントの実施方法についても取り入れていけるのではないかと考えております。

それともう一つ、3つ目の質問なんですけど、なお、同一人物の投稿者が他人になりすまし等を行った場合の防止策については、現在、具体的な対応策は講じていない状況でございます。

以上です。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 もう既に国や一部の自治体においては、このネット経由のパブリックコメントを集める方法というのがもう既に確立しているんです。特にフォームを使ったやり方ですよね。ところが、葛城市のネットの投稿手段というのは、今現状メールのみ。なおかつ、これまでそのネット経由での投稿がゼロという今のお答えに、驚くと同時にもう失望いたしました。余談ですけど、実は先頃募集されて現在集計が進んでいると思うんですけども、葛城市当麻複合施設整備基本計画（案）のパブリックコメントについて、ネット投稿した方がいらっしゃるんです。その方にちょっとお話を伺ったんですけども、メール投稿という方法は、非常に煩雑でやりにくい。この状態であれば、ネットを使う若い世代の意見をあえて締め出すために使いにくくしているんじゃないかという、そういうふうな声をいただいたということをお伝えしておきます。

それからあと、同一人によるなりすまし投稿の防止、これについては、まず、現状の書面やファクスの状況でもこれはやっぱり必要だと思うんです。具体的には、内容の類似性や、筆跡の比較、それからネット経由の場合は、同一IPアドレスからの重複投稿、それから携帯とかの端末識別番号による制限というのが、これはシステム上、簡単にかけたりできます。そういった方法がいろいろもう今、ありますので、ネット経由の投稿手段を確保するのであれば、そういう対策も併せてお願いしておきます。

それでは、以上、ここまで葛城市におけるパブリックコメント制度の運用状況について質問してまいりましたが、ここで、次は、パブリックコメント制度の課題と問題点についてまとめたいと思います。

まず、パブリックコメント制度における主な課題と問題点ですが、これも大きく次の5項目に収れんするのではないかと考えております。順に述べてまいりますと、まず、1番目として、このパブリックコメントの制度自体が広く認知されていない。2番目、参加者に隔たりが生じている。3番目、恣意的な意見操作に利用されるおそれがある。4番目、行政サイドの言い訳に利用されるおそれがある。5番目、必ずしも意見は計画に反映されない。この5つについて詳しく説明してまいります。

まず、1番目の、制度自体が広く認知されていない。これは何かというと、もう言葉のとおりです。パブリックコメントという制度があることをご存じない方が多い。これは葛城市に限らず全国どこでもそうです。言い換えると、少数の制度を知る方だけが利用できる閉ざされた制度になっている、これが課題と言われております。

2番目、参加者に隔たりがある。これは何かというと、特定の問題に対して関心を持つ人々や、影響力のある団体が積極的に制度を利用する一方で、ほかの人々や、利害関係の少ないグループに関しては、積極的に制度を利用しようとしません。さらにその上、投稿手段が限られている場合、ネット投稿などの多様な利用方法を選択できない特定の年齢層からの意見が反映されにくいといった課題があります。結果、意思決定が少数派の意見に偏ってしまうというおそれが課題として残っております。

続きまして、3番目の、恣意的な意見操作に利用されるおそれがあるというのは、特定の組織や利益団体が、自分たちの立場を主張するために制度を利用して、意図的な情報操作やバイアス操作を行うことで、意思決定においての公正さや客観性を損なうことがあるということです。これについては、過去、もうかなり古い話ですけど、民主党政権下で、群馬県の八ッ場ダム、記憶の方もいらっしゃると思うんですけども、八ッ場ダムのところで、パブリックコメントを国土交通省が実施したんです。そのときに実施した、集まった意見の9割以上が似通ったコメント結果となって、これは組織的な呼びかけがあったのではないかとされた事例があります。それ以外にもいろいろあるんですけども、これが一番過去にあって有名な事例ですね。つまり、国や地方自治体において、特定の意見が恣意的に水増しされたのではないかと、問題となる事例がいまだにあるわけなんです。

次、4つ目、行政サイドの言い訳。これは葛城市は該当しないと考えております。パブリックコメントを行えば、民意を確認して進めましたという言い訳に利用される懸念です。耳が痛いことだと思いますけども、ないと信じます。

それから5つ目、必ずしも意見は計画に反映されない。これが一番の実は問題点なんですけども、この制度の目的のところ、必ずしも市民等の意見を計画等に反映することではないというこの制度の根幹そのものが、問題を物語っているとされております。そこをどうしていくかというところが、1つ課題、大きな課題という形になっております。

以上がパブリックコメント制度の課題や問題点として指摘されている点であり、これらを

解消するため、最近では、国をはじめ多くの地方自治体において、効果的なパブリックコメント制度にするための検討作業というのが始まっております。そしたら、この5つの課題に対してどうしていくかということです。パブリックコメント制度を行政施策に有効に活用していくために、また、公正さや透明性を確保するための提案を行っていきたいと思います。これも、4つ、5つあります。

まず、1つ目の提案、参加者の多様性を確保するという。これは、関心や立場の異なる人々や少数派の意見を取り入れるために、行政からの積極的な情報発信が有効となります。また、複数の投稿手段の設置と並行して、見やすい資料の用意、複雑な投稿方法を見直すことで、参加者の多様性を得ることが可能となります。

2つ目、バイアス操作の監視と防止措置。意思決定プロセスにおいて、公正、公平性を確保するために、制度利用に関しての倫理的なガイドラインを作成し、利害関係のない中立的な専門家やコンサルタントなどの監視機関を設け、プロセスの進行状況について総合的な管理の必要性を検討することが重要となります。さらに、団体や組織枠でのパブリックコメント制度というのを使うことによって、同一団体からの類似投稿を減らし、データの分析を効率化できる。これが2番目です。

次、3番目、適切な情報提供と教育。パブリックコメント制度の意義について、参加者や一般の人々、団体に対して、適切な情報提供と教育を行うことで、意思決定に関連する情報や背景を理解し、意見を形成する上で必要な知識を持つことができるようサポート体制を構築する必要があります。

そして4番目、意見の分析と要約。パブリックコメントに寄せられた大量の情報について、意見の分析や要約をスムーズに行い、行政施策に反映させなければなりません。そのためには、行政組織内において総括する部署を設置する必要があります。

最後、5つ目のフィードバック。これは、参加者や一般の人々に、意思決定の根拠や結果について説明責任を果たすパブリックコメントへのフィードバックと結果の返信を分かりやすく周知する方法を構築することが必要です。

以上が、パブリックコメントの制度というのをもっと活用するための提案となります。

そしてあと1つ、最後にこのパブリックコメントの精度、正確性を上げるために避けて通れない不正防止策について述べておきたいと思います。これについては、私、調べまして、イギリスとアメリカの行政機関でのパブリックコメント不正防止策、それを参考に、4つの提案をしたいと思います。

まず、1つ目、倫理的なガイドラインの策定。先ほども申しましたけども、パブリックコメントの参加者への行動規範や利益関係の開示、情報の適切な取扱いに関する規定などを策定すること。2番目、参加者の登録と身分確認。パブリックコメントに参加する個人や団体の身元確認を徹底し、参加者の正当性や関与の透明性を確保する。これについては、今現状、どこの誰それというところが、名前を書いて投稿をする形になっておりますけども、ただ、それが果たして本人かどうかというところの確認ができていないかどうか、これが問題なんですよね。これがシステム的にできれば一番いいなというところです。それから3番目、監視

と検証のメカニズム。不正行為などの監視と検証のために、独立した監視機関を設置し、不正行為やバイアス操作の検出を行うとともに、意思決定過程や結果、意見の集計方法などの情報を公開することで、不正行為やバイアス操作のリスクを最小限に抑える。そして最後、4番目、是正措置の実施。万一、不正行為やバイアス操作が発見された場合、行政機関は、不正なコメントの削除や無効化、操作の影響を受けた意思決定の再評価や修正といった適切な是正措置を取るとともに、同様の問題が再発しないように対処する、この4つを提案させていただきます。

以上4項目ですけれども、パブリックコメント制度が民主主義的参加手続であり得るためには、不正行為やバイアス操作に対する対応は、制度への信頼を高めて、公正さを確保するために、重要となります。制度を行政運営にとって有意義なものとするために、以上4点の提案をぜひご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの奥本議員のご質問にお答えいたします。

パブリックコメントの目的は、市の政策を策定する過程において、市民等の市政への参画の機会を提供するとともに、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図ることを目的とするとなっております。市民からいただいたご意見については担当課が精査し、所定の手続を経て、必要に応じて計画に反映することになります。先ほど奥本議員が、5つの課題があるとおっしゃいました。今後パブリックコメントの意見の募集方法についても、例えばDXの活用により、新たな手法を行うことも想定されます。DXは日々進化を続けておりますので、その動向も見据え、なりすまし防止技術や最新の技術を適用して運用していくことになると考えております。

以上です。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。この制度はなかなかまだまだ発展途上なんですよ。いろんな国でもやっぱり試行錯誤されていますけれども、やはり目的としては、行政運営を、やっぱり、広く市民の寄与する形に仕上げ、持っていく、そこに収れんされるわけです。ですから、葛城市においても、ほかの自治体も今、この辺の検討を始めているようですけれども、いち早く、こういう取組をやっているよというようなことは言えるような形で実現していただければと思いますので、このことは本当に、どうぞよろしく願いいたします。

では、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

梨本議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで、先ほど、谷原議員の一般質問の際に、市長のほうから修正があるとのことでございますので、発言を許します。

阿古市長。

阿古市長 先ほど、谷原議員の一般質問の答弁の中で、ゆうあいステーションの建設、開設年数が特定できませんでしたので、平成7年に訂正をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

梨本議長 これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は6月29日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、21日から23日までの間、各常任委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されます。

また、3つの特別委員会が開催されることになりましたので、お知らせいたします。21日、午後3時より、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会、22日午後3時より、県域水道一体化調査特別委員会、23日午後4時より、議会改革特別委員会が開催されることとなりましたので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時12分